(新)環境報告書ガイドライン

* 持続可能な社会をめざして ~(2007年度版 中間報告)

(素案07.02.01)

凡例

・朱書き:作成のための注書き、最終的に削除。

・黄色の網掛:現行GLに変更・追加を示す

・灰色の網掛:1月31日の変更

目 次

(はじめに)

<mark>序章</mark> ガイドラインの改訂に当たって
1.ガイドライン <mark>改訂</mark> の <mark>目的と内容</mark> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 . ガイドラインの対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3.創意工夫の勧め~特色ある環境報告書の作成を・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4 . 既存ガイドライン等との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第1章 環境報告書とは何か
1 . 環境報告書の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 . 環境報告書の基本的機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3 . 環境報告書の一般的報告原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4.報告に当たっての基本的要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5.環境報告書の作成及び活用に当たっての留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6.環境報告書の信頼性向上のための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章 環境報告書の記載項目の枠組み
第2章 現現報音音の記載項目の作組の 1.環境報告書の全体構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)「基本的項目」
(2)「環境マネジメント等、環境経営に関する状況」を表わす情報・指標
(3)「事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況」を表わす情報・
指標······
(4)「環境配慮と経営との関連状況」を表わす情報 <mark>・指標</mark>
(5)「社会的取組の状況」を表す情報 <mark>・指標</mark>
2 . 指標に着目した環境報告書の <mark>全体構造</mark> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3章 環境報告書における個別の情報・指標の要点
1 . <mark>基本的項目(BI)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</mark>
- 「 MTDIGIT(DIT) BI-1: <mark>経営責任者の<mark>コミットメント</mark>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</mark>
BI-2: 報告に当たっての基本的要件(対象組織・期間・分野)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
B <mark>I-2-1:報告の</mark> 対象組織・期間・分野
BI-2-2:報告範囲の環境負荷の捕捉状況 (新規)
Bl -3: <mark>事業の概況(<mark>経営指標を含む</mark>) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</mark>
BI-4:
BI-4-2:事業活動における環境配慮の取組に関する目標、計画及び実績等の
総括

BI -5:事業活動のマテリアルバランス(インプット、内部循環、アウトプット)・・・・・・
2 . <mark>「環境マネジメント等、環境経営に関する状況」</mark> を表わす情報・指標・・・・・・・
(環境マネジメント指標:MPI)
<mark>MP-1</mark> :環境マネジメントの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
MP-1-1:事業活動における環境配慮の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
MP-1-2:環境マネジメントシステムの状況・・・・・・・・・・・・
<mark>MP-2</mark> :環境に関する規制の遵守状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<mark>MP-3</mark> :環境会計情報⋅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
MP-4: 環境に配慮した投融資の状況 (新規)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<mark>MP-5</mark> :サプライチェーンマネジメント等の状況・・・・・・
<mark>MP-6</mark> :グリーン購入・調達の状況及びその推進方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<mark>MP-7</mark> :環境に配慮した新技術等の研究開発の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<mark>MP-8</mark> :輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<mark>MP-9</mark> : <mark>生物多様性の保全</mark> と持続可能な利用 への対応 (新規)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<mark>MP-10</mark> :環境コミュニケーションの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<mark>MP-11</mark> :環境に関する社会貢献活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<mark>MP-12</mark> :製品・サービスの環境負荷の状況及びその低減対策・・・・・・・・・・・・
3「事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況」を表わす情報・指標
(オペレーション指標:OPI)
(インプット)
OP-1:総エネルギー投入量及びその低減対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
OP 11:環境配慮分の内訳
OP-2:総物質投入量及びその低減対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
0P-2-1:環境配慮分の内訳
OP-3:水資源投入量及びその低減対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
0P-4-1:環境配慮分の内訳
/ - - - - - - - - - -
(内部循環)
OP-4: <mark>循環的利用の物質量等</mark> <i>(新規)</i> · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(アウトプット)
(製品)
OP-5:総製品生産量又は総商品販売量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
0P-5-1:環境配慮分の内訳
/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
(排出物・放出物) OP-6:温室効果ガスの排出量及びその低減対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
OP-6: 温至効果ガスの排電量及びその低減対束・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
OP-8: 化学物質の排出量・移動量及びその低減対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- VICTO

- 表)新ガイドラインと2003年版との比較表 新ガイドラインと環境配慮促進法及び2003年版との比較表
- 第4章 環境報告書の充実に向けた今後の課題
 - 1.環境報告書の記載内容の充実に向けた課題
 - 2.環境パフォーマンス指標の充実に向けた課題

【参考資料】

BI-4-1:主要な指標等の一覧 【別表】Webに掲載する際の例

【用語の定義】

[Q&A]

環境効率に関する NSC の研究の抜粋

OPIの標準的な計算式

国際研究機関及び諸外国等における研究成果

チェックリスト

(はじめに)

今日、地球温暖化問題をはじめ、エネルギー資源、水資源、生物資源の天然資源の 枯渇など様々な地球環境問題が深刻化しています。また、地球規模での人口増加や経 済規模が拡大し、人間活動の一層のグローバル化が進む中で、人類の生存基盤に関す る課題が生じており、人間社会の持続性にも大きな影響が及ぶ可能性が指摘されてい ます。

このような中、平成 18 年 4 月には「第三次環境基本計画」が閣議決定され、今後の 環境政策の方向性として、「環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上」が 打ち出されました。

これまで環境省では、平成 16 年 3 月に「環境報告書ガイドライン(2003 年度版)」を策定する等、様々な形で環境報告書の普及促進を図ってきました。この結果、平成 17 年度「環境にやさしい企業行動調査」*によると、環境報告書を作成・公表する事業者数は着実に増加しつつあり、933 社が環境報告書を発行しています。今後事業者においてはさらなる取組が期待されます。

また、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成 16 年法律第 77 号:環境配慮促進法、平成 17 年 4 月施行)により、特定事業者が環境報告書を作成・公表しています。

我が国における事業者の活動もグローバル化が進み、同時に環境への影響も複雑になっており、これまでのような規制対応を中心にした環境保全だけでなく、環境への配慮を企業経営に統合する「環境経営」という考え方に基づく取組が求められています。このような中、事業者が自らの事業活動における環境配慮の取組状況に関して積極的に情報を公開し、社会からの評価を受け、経営に反映していくための、環境コミュニケーション及び社会的説明責任の重要性が認識されつつあり、<mark>環境報告書の役割が大きくなってきています。</mark>

一方、消費や投融資を行う者にも環境に配慮した行動が期待されています。その判断を行う際にも環境報告書は事業者の環境配慮の取組状況に関する有用な情報として活用することができます。特に、金融機関をはじめ、企業、個人投資家を含め、投融資の意思決定する際の企業評価ツールとしては環境報告書が有用であると考えられます。

また、昨今、国内外において、企業の社会的責任(CSR)への関心が高まり、さらに、 グローバル・リポーティング・イニシアチブ(GRI)による新たなガイドラインの公表 など、国内外での取組が進展しています。また、世界の中で日本が果たすべき役割も 期待されています。

こうした状況を踏まえつつ、環境報告書の作成者、利用者、有識者等からなる「環境報告書ガイドライン改訂検討会」において<u>回</u>の検討が行われ、環境省において「環境報告書ガイドライン~持続可能な社会を目指して~2007 年版」を取りまとめました。

改訂に当たっては、環境報告書ガイドライン(2003年度版)策定後の国内外の動向を踏まえ、環境報告書ガイドラインの位置づけを見直し、「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン」との統合を図るなど、必要な修正を行いました。環境報告書ガイドライン改訂のポイントとしては次のものとなります。

07.02.01

主要な指標等の一覧の導入

環境報告書の信頼性向上に向けた方策の推奨

ステークホルダー(利害関係者)の視点をより重視した環境報告書の作成

金融のグリーン化の導入

生物多様性の保全への対応の導入

環境経営のPDCAの促進

また、「環境報告書の記載事項等の手引き」、「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き(試行版)」等の関連する手引書を環境報告書ガイドラインの付属書として扱うことと致しました。

*1「環境にやさしい企業行動調査」

東京、大阪、名古屋の各証券取引所の1部、2部上場企業及び従業員500人以上の非上場企業等を対象に、企業の環境の環境マネジメントの取組状況、環境に関する情報の公開、環境報告書の作成・公表等の取組状況等について、平成3年度から毎年継続して調査を実施しています。

URL: http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/index.html

序章 ガイドラインの改訂に当たって

1.ガイドラインの目的と内容

このガイドラインは、これから環境報告書を作成・公表しようと考えている事業者の方々はもとより、既に環境報告書を作成・公表している事業者の方々にも、「環境経営」を行う上でより充実した実務的な手引きとなるよう作成したものです。そのため、環境報告書に係る国内外の最新の動向を踏まえ、その望ましいと思われる方向及び内容を取りまとめました。

また、初めて環境報告書の作成に取り組む事業者の方々にあっては、第1章の環境報告書の定義、基本的機能及び原則等を参考にして、その作成に取り組んでいただき、さらには環境報告書の記載に必要と考えられる項目等を取りまとめている第2章、第3章を参考に、その項目や内容を検討していただきたいと思います。

既に環境報告書を作成・公表している事業者にあっては、自らの環境報告書をこのガイドラインの項目・内容と比較し、今後の環境報告書の改善、改良の検討に活用していただきたいと思います。

第2章<mark>部</mark>の「環境報告書の記載項目<mark>の枠組み</mark>」では、環境報告書に記載する内容を大きく5つの分野に分け、さらにこれらを29項目に分けています。そしてこれらの項目毎に記載する情報・指標を列挙しました。これらの情報・指標は、

- a)全ての事業者に共通して重要性があると考えられる環境情報・指標
- b) 事業者の社会的説明責任の観点及びステークホルダー利害関係者の判断や 意思決定に影響を与える有用な情報を提供する観点、さらには環境コミュニケーションツールとして、読み手の理解を助けるとともに、内容の客観性を 高める観点から必要と考えられる情報・指標
- b) 環境報告書の基本的機能を踏まえ、<mark>持続可能な循環型社会の構築に向けて、 必要に応じて</mark>、記載することが<mark>期待される重要であると考えられる情報<mark>・指</mark> 標</mark>

です。

このガイドラインでは、環境報告書に記載する情報・指標を示すとともに、それぞれの項目や情報・指標について、具体的な例示やその環境上の課題や意義、指標算定に当たっての留意点の解説もしていますので、ステークホルダー利害関係者(環境報告書の読み手)が、環境報告書を読んだり、分析したりする上での手引きとして活用していただくことも期待しています。

しかし、本ガイドラインで取り上げた項目及び情報・指標は、限定列挙的に規定したものではなく、現時点での検討結果を取りまとめたものです。環境保全上の支障が生じるか否か科学的に判明されていないものも含め、ステークホルダー利害関係者の関心が高いものについては当該事業者自身が重要性の判断を行い、それぞれ

07.02.01

の事業者自身の検討において<mark>重要</mark>な環境情報と判断されたものについては、本ガイドラインでは取り上げていない項目や内容であっても積極的に記載していくことが望まれます。

なお、本ガイドラインは、環境報告書に何を記載すべきか、ということを述べているものであり、各項目及び各項目内の情報の具体的な記載の仕方や順番を規定するものではありません。環境報告書の構成については、それぞれの事業者の特性に応じた創意工夫が期待されます。

2.<mark>本</mark>ガイドラインの対象

現在、我が国においては、上場企業及び比較的従業員数が多い(500人程度以上)企業・事業者は約6,000社ほどありますが、この内、環境報告書を作成・公表している事業者は約1,000社に過ぎないと推定されます。まずは、資金及び人材が比較的豊富である大手事業者を中心とした自主的かつ積極的な取組が必要ですが、将来的には、全ての事業者が作成・公表していくことが望まれます。

「循環型社会形成推進基本計画(平成15年3月閣議決定)」においては、取組目標の一つとして、上場企業の約50%及び従業員500人以上の非上場企業の約30%が環境報告書を公表することを掲げています。また、「環境配慮促進法」においても、大企業者は環境報告書の公表や環境配慮等の状況の公表に努めることと規定しています。

このガイドラインは、環境報告書を作成する全ての事業者を対象としていますが、特に上場企業やそれに相当する大規模事業者(従業員数500人程度以上)にあっては、このガイドラインに示した項目や情報を盛り込んだできるだけ質の高い環境報告書を作成することが期待されます。また、環境報告書の作成を始めたばかりの事業者や、中小事業者(工場等のサイト単位を含む)にあっては、このガイドラインを参考に、可能なところから、可能な範囲で段階的に取り組むことが望まれます。なお、環境省では別途、中小事業者が、比較的容易に環境マネジメントシステムの構築及び運用、事業活動における環境配慮の取組の実施及び環境報告書の作成ができるよう「エコアクション21」を策定しています。平成16年度より財団法人地球環境戦略研究機関で認証・登録制度を実施しています。この制度では「環境活動レポート」の作成及び公表を位置付けています。*1

*1: エコアクション 21 は、中小企業向けに簡易型の環境経営システム及び環境活動レポートのガイドライン等より構成されているとともに、環境経営システムの中の環境負荷の把握及び環境目標の設定において、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量の把握と目標設定を求めています。この事業者の取組を「エコアクション 21 審査人」が審査し、登録することとなっています。なお、環境活動レポートの要件は、環境方針、環境目標とその実績、主要な環境活動計画の内容、環境活動の取組結果の評価、環境関連法規への違反、訴訟等の有無の記載と、このレポートを事業所において備え付け一般の閲覧を可能にし、財団法人、地球環境戦略研究機関、持続性センターエコアクション 21 中央事務局に送付する(事務局が取組事業者名を公表する)ことです。

3. 創意工夫の勧め~特色ある環境報告書の作成を

環境報告書<mark>の意義</mark>は、環境コミュニケーションの重要なツールであるとともに、 事業者が社会に対して自ら<mark>の事業活動に伴い発生した</mark>環境負荷についての説明責任を果たすためのものですから、環境報告書には社会的に記載すべき項目や内容があると考えられます。

しかしその一方で、事業者の経営方針や考え方、風土や特徴が反映されるべきものであり、その点では環境報告書の項目や記載情報、環境報告書を活用したステークホルダー利害関係者とのコミュニケーションのあり方、さらには紙媒体だけでなくインターネット等の活用も含めた公表の方法等について、各事業者の「創意工夫」が求められます。

このガイドライン<mark>で示した環境報告書に</mark>記載する項目を踏まえた上で、各事業者の特色が反映された環境報告書を作成・公表していただければ幸いです。

このガイドラインの普及状況を確認し、内容の継続的改善を図っていくため、このガイドラインに準拠して環境報告書を作成した場合には、環境報告書にその旨を明記していただくことを希望しています。その場合は、本ガイドラインが環境報告書に記載する項目として掲げている5分野29項目と、実際に環境報告書に記載した項目(その掲載ページを含む)との対照表を添付するとともに、記載しなかった項目については、その理由を記載することが望まれます。

なお、環境報告書の作成を始めたばかりの事業者、あるいは事業者の業種業態及び規模等により、ガイドラインで示したすべての項目を記載することが難しい場合、事業者の内部的要因により記載できなかった項目がある場合等では、その理由及び今後、段階的に環境報告書の記載内容を充実させていく旨を明記することが望まれます。

4. 既存ガイドライン等との関係

環境報告書の内容に関するガイドラインや手引きとして次のものがあります。

「環境報告書の記載事項等の手引き」

環境報告書の普及及び信頼性を確保するための措置として、平成16年5月に、環境配慮促進法が成立しました。この中では、環境報告書を作成・公表する義務のある一定の要件を満たした特定事業者*においては、これを記載事項等に従って作成・公表するように努めることとされている(法第9条第2項)ほか、民間の大企業者(中小企業者以外の事業者。特定事業者を除く)においても、記載事項等に留意して環境報告書を作成するように努めることとされています(法第11条第1項)。環境配慮促進法の記載事項等と本ガイドラインの報告項目との比較表はpに示しました。

「環境報告書の記載事項等の手引き」: http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/index.html

<mark>特定事業者* (*用語集に移動する*)</mark>

環境配慮促進法第2条第4項の規定に基づき、特別の法律によって設立された法人であって、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務又は事業との関連性の程度、協同組織であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるもの。

「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き(試行版)」

この手引は環境報告書の信頼性を高めるために事業者自らがその評価を行う場合の一つの手法を示し、全ての団体・事業者を対象としたものです。

「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き(試行版)」:

http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/index.html

このほか、環境報告書の作成に関するガイドラインとしては、経済産業省の「ステークホルダー重視による環境レポーティングガイドライン 2001」、「グローバル・リポーティング・イニシアチブ (GRI): サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン G3 (2006 年版)」等、複数存在しています。参考資料の「国際研究機関及び諸外国等における研究成果」も参照して、よりよい環境報告書を作成することが期待されます。

また、環境報告書に関連の深い、企業等の環境マネジメントや情報提供に関する ガイドライン等としては次のようなものがあります。

「環境会計ガイドライン 2005年版」

6

環境会計とは、「企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的(貨幣単位又は物量単位)に測定し伝達する仕組み」です。

環境会計情報は、環境報告書を通じて環境保全への取組姿勢や具体的な対応等と併せて公表することによって、企業等の環境保全への取組をステークホルダー利害関係者に伝達するために有効です。これを公表することは企業等の社会的信頼を高め、社会的評価を確立していくことにつながります。すなわち、外部の消費者、投資家、地域住民等に対して説明責任を果たすと同時に、環境保全の観点も含めた、より適切な企業評価に結びつく役割が期待されます。

「環境会計ガイドライン 2005年版」

http://www.env.go.jp/policy/kaikei/guide2005.html

IS014001

ISO14001(JISQ14001)(環境マネジメントシステムに係る国際規格)は、いわゆるPDCAサイクルによる環境マネジメントシステムを構築・運用することにより、システムの継続的改善を図ることを基本としています。継続的改善とは、「組織の環境方針に沿って全体的な環境パフォーマンスの改善を達成するための環境マネジメントシステムを向上させるプロセス」と定義されています。

ここでは、組織は内部及び外部のコミュニケーションの手順を確立することが求められています。外部とのコミュニケーションを検討するときには、すべての利害関係者の見解及び情報ニーズを考慮することとしており、その方法として、年次報告書、ニュースレター、ウェブサイト及び地域での会合などがあげられています。

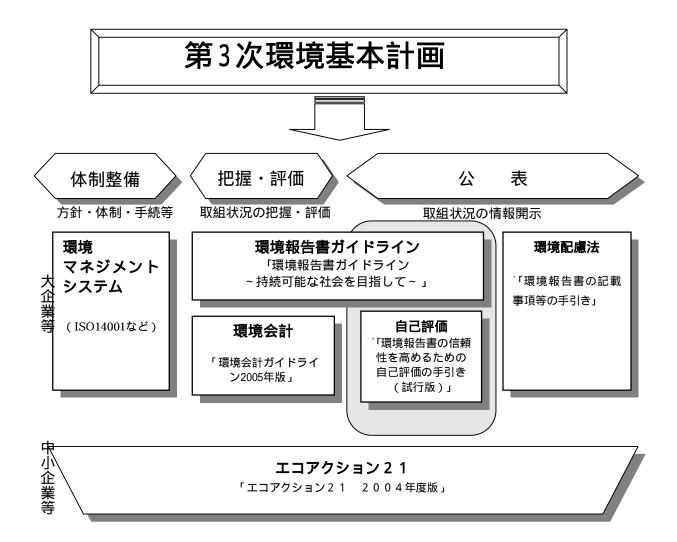
なお、本<mark>環境報告書ガイドライン</mark>は、環境マネジメントシステムの適合要件や審査 登録の基準に変更を加えるものではありません。

LS014063

ISO14063 は「組織の環境コミュニケーションに関する指針」です。環境コミュニケーションとは「環境に関する課題、側面及びパフォーマンスについて理解の共有を促進するために、情報を提供及び入手し、並びに内部及び外部のステークホルダー利害関係者との対話にかかわる、組織が実行するプロセス」と定義されています。

環境についての社会の関心及び関係、並びに政府の活動の高まりによって、環境についての価値、活動及びパフォーマンスに関するコミュニケーションが組織にとって不可欠な活動になってきています。世界中至るところで組織は、自らの見解を表明し、組織の活動、製品及びサービスの環境とのかかわりを提示し、ステークホルダー利害関係者の期待に対応することが重要です。なお、環境コミュニケーションは環境報告よりも広範なもので、環境報告書は環境コミュニケーションのツールの一つです。

【既存のガイドライン等との関係】



*環境報告書の付属書については環境報告書ガイドラインの改訂に伴い、整合性を図る ための改訂を準じ実施します。

<参考資料>(参考資料に移動)

国際研究機関及び諸外国等における研究成果

諸外国等における環境報告書に関する情報入手先の抜粋を記載します。リンク先 URL は、平成 19年1月時点のものです。

事業者の環境報告書へのリンク

環境省環境報告書データベース(構築中)

サステナビリティ・コミョニケーション・ネットワーク

<http://www.gef.or.jp/>

環境報告書プラザ(経済産業省)

<http://www.ecosearch.jp/kankyoplz/top.html>

環境報告書に関する研究・事例等

経済産業省の「ステークホルダー重視による環境レポーティングガイドライン 2001」

http://www.meti.go.jp/policy/eco_business/houkokusho/guideline2001.pdf

GRI サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2006

http://www.globalreporting.org/

AccountAbility <http://www.accountability.org.uk>

ACCA<http://www.acca.co.uk/>

Ceres <http://www.ceres.org/>

EMAS<http://ec.europa.eu/environment/emas/index_en.htm>

NRTT(環境と経済に関するカナダ円卓会議)<http://www.nrtee-trnee.ca/>

WBCSD(持続可能な開発の為の世界ビジネス会議)<http://www.wbcsd.org/>

WRI(世界資源研究所)<http://www.wri.org/>

上記以外の CSR に関する研究・事例等

- ・OECD 多国籍企業ガイドライン (OECD Multinational Enterprise Guidelines)
- ・グローバル・コンパクト (United Nations Global Compact)
- ・日本経済団体連合会の企業行動憲章
- · SA8000 (Social Accountability 8000)
- ・SD21000 " 持続可能な開発 企業の社会的責任 企業のマネジメント及び 戦略において持続可能な開発の問題点を考慮するためのガイド "
- ・コー円卓会議 (CRT: Caux Round Table) の企業行動指針
- ・UNEP ミレニアム開発ゴール (Millennium Development Goals: MDGs)

SRIに関する研究・事例等

- Ethibel <http://www.ethibel.org/subs_e/2_label/sub2_2.html>
- · Oekom Research http://www.oekom-research.de/ag/english/index research.htm>
- EIRIS <http://www.eiris.org/index.htm>
- SAM <http://www.sam-group.com>
- KLD <http://www.kld.com>

07.02.01

- INNOVEST <http://www.innovestgroup.com>
- · Dow Jones Sustainability Index

http://www.sustainability-index.com/pdf/guidebook.pdf

• FTSE4Good < http://www.ftse.com/Indices/FTSE4Good_Index_Series/index.jsp >

環境会計に関する研究・事例等

<mark>経済産業省「環境管理会計</mark>手法ワークブック<mark>」</mark>

http://www.meti.go.jp/policy/eco_business/sonota/policy1-01.html

環境効率に関する研究・事例等

経済産業省「環境効率」

http://www.meti.go.jp/policy/eco_business/sonota/policy1-04.html

環境報告書ガイドラインの改訂検討会

検討委員名簿

伊東 正行 株式会社三菱東京UFJ銀行 CSR 推進室長

魚住 隆太 あずさサスティナビリティ株式会社 代表取締役社長

河野 正男 中央大学経済学部 教授

上妻 義直 上智大学経済学部 教授

國部 克彦 神戸大学大学院経営学研究科 教授

後藤 敏彦 環境監査研究会 代表幹事

崎田 裕子 ジャーナリスト、環境カウンセラー

佐藤泉弁護士

古田 清人 キヤノン株式会社 グローバル環境街進本部 環境流活・技術センター副 所長

別所 恭一 佐川急便株式会社 総務・人事部付CSR環境担当 理事

森下 研 株式会社エコマネジメント研究所 代表

(敬称略、五十音順、 印:座長)

環境パフォーマンス指標ガイドライン改訂ワーキンググループ

検討委員名簿

魚住 隆太 あずさサスティナビリティ株式会社 代表取締役社長

宇郷 良介 日本電気株式会社 CSR推進本部環境推進部統括マネジャー

倉阪 秀史 千葉大学法経学部総合政策学科 助教授

上妻 義直 上智大学経済学部 教授

後藤 敏彦 環境監査研究会 代表幹事

森下 研 株式会社エコマネジメント研究所 代表

(敬称略、五十音順、 印:座長)

オブザーバー

内閣府

外務省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

事務局

環境省総合環境政策局環境経済課 株式会社ニッセイ基礎研究所

第1章 環境報告書とは何か

1.環境報告書の定義

環境報告書とは、その名称並びに公表媒体に関わらず、事業者が環境コミュニケーションを促進し、事業活動における環境配慮の取組状況に関する説明責任を果たすとともに、ステークホルダー利害関係者の判断に影響を与える有用な情報を提供するためのものです。

環境報告書は、事業活動における環境配慮の方針、目標、取組内容・実績及びそのための組織体制・システム等、自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を、環境報告書の一般的報告原則に則り総合的・体系的に取りまとめ、これを広く社会に対して定期的に公表・報告するものをいいます。

解説: 名称

現在発行されている「環境報告書」の名称は、社会・経済分野まで記載した「サスティナビリティ(持続可能性)報告書」、企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)に基づく取組の成果を公表する「社会・環境(CSR)報告書」等、その内容や作成趣旨により様々です。本ガイドラインでは、その内容が本ガイドラインの定義に合致し、事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を総合的・体系的に取りまとめ、定期的に公表・報告するものを総称して環境報告書として呼びます。したがって、企業の社会的責任や持続可能性に関する情報を含む場合であっても、本ガイドラインで言うところの「環境報告書」に含まれます。

解説:公表媒体

現在発行されている環境報告書の媒体には、冊子・印刷物、ウェブ(URL)での公開、CD 等様々なものがありますが、媒体は何であれ、その内容が本ガイドラインの定義に合致し、事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を総合的に取りまとめ、公表するものを総称して環境報告書と呼びます。

解説:一般的報告原則に則り取りまとめ

環境報告書の一般的報告原則とは、後述する目的適合性、信頼性、理解容易性<mark>及び</mark>比較容易性及び検証可能性の5つです。環境報告書は、この一般原則に則り、事業活動及び製品又はサービスの性質、規模、環境影響等を適切に踏まえた環境負荷の状況、事業活動における環境配慮の方針、目標、取組内容・実績及びそのための組織体制・システム等、環境報告書に記載することが重要と考えられる25項目の内容が、総合的・体系的に取りまとめられていることが望まれます。また、事業活動における環境配慮の取組に関する方針や目標について、その達成に向けて努力す

る旨の誓約的な文言が含まれていることが望まれます。

ただし、中小事業者にあっては、環境省「環境活動評価プログラム(エコアクション21)」に規定する「環境活動レポート」の要件を満たして作成・公表されたものは、環境報告書の範疇に含まれます。

解説:定期的に公表・報告する

基本的には事業者の事業年度に合わせ、少なくとも毎年(度)一回、作成・公表することが望まれます。ただし、公表媒体によっては、その開示内容に応じて公表頻度を多くすることも可能です。

2.環境報告書の基本的機能

環境報告書には、外部(社会的)機能と、事業者自身の事業活動における環境配慮の取組を促進させる内部機能の二つの基本的機能があり、事業者の自主的な事業活動における環境配慮の取組を推進する上できわめて重要な役割を果たすものです。

外部機能には、事業者と社会との環境コミュニケーションツールとして、次の三つの機能があります。

事業者の社会に対する説明責任に基づく情報開示機能

<mark>ステークホルダー利害関係者の判断に影響を与える有用な情報を提供する ための機能</mark>

事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー(誓約と評価)による環境活動推進機能

内部機能には、次の二つがあります。

自らの環境配慮の取組に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しのための機能

経営者や従業員の意識付け、行動促進のための機能

環境報告書の作成・公表に当たっては、これらの機能を適切に果たすよう留意することが必要です。

解説:事業者と社会との環境コミュニケーションツールとしての外部機能

環境報告書は、「事業者が、社会に対して開いた窓であり、環境コミュニケーションの重要なツールである」と言えます。ステークホルダー<mark>利害関係者</mark>はその窓を通して、その事業者が環境問題についてどのように考え、どう対応しようとしているのかを知ることができます。また、事業者はその窓を通して、ステークホルダー<mark>利害関係者</mark>が事業者に何を求め、どう感じているのかを知ることができるため、環境報告書には環境コミュニケーションツールとしての外部機能があります。

解説:社会的説明責任に基づく情報開示機能

社会経済活動の主要な部分を占める事業者は、その事業活動を通じて大きな環境

負荷を発生させています。そのため公共財ないし全生命共有の財産である「環境」について、さらには深刻化する環境問題に対して、どのような環境負荷を発生させ、これをどのように低減しようとしているのか、どのような環境配慮の取組を行っているのか等を、公表・説明する責任があり、その手段として環境報告書は最も重要な地位を占めるものです。

解説:ステークホルダー利害関係者の判断に影響を与える有用な情報を提供する機能ステークホルダー利害関係者の製品やサービスの選択、投融資先等の選択等に当たっては、各種の製品情報や経営情報の開示が必要不可欠であり、その際に環境面やリスク管理等に関する情報が重要な判断材料になると考えられます。事業者はそのような意思決定の判断材料となる有用な情報を提供することが求められています。

そして、様々なステークホルダー利害関係者が、環境報告書の作成の有無を含む事業者の環境配慮に関する情報を、事業者や製品・サービス選択の判断材料とするようになりつつあります。さらに、環境等に対する配慮の状況から企業の格付けを行う評価機関や、投融資や取引の意思意志決定を行う企業事業者が増加しています。このように環境配慮への積極的な取組を進めた事業者が正当に評価され、いわば市場原理の中で公正かつ効果的にそのような取組が今後ますます進展することが期待されます。特に、製品・サービス市場における情報媒体としては環境ラベルが主たる役割を果たし得るのに対して、証券等の資本市場や雇用市場における情報媒体として、環境報告書が重要な役割を果たす可能性があり、こうした効果は、エコファンドなどの社会的責任投資(SRI:Socially Responsible Investment)の普及が進む中で、次第に現実のものとなりつつあります。

近年、欧米のみならず、国内において社会的責任投資(SRI)の取組が普及しつつあり、公的年金等の資金の運用先や個人投資家も含めて「積極的に環境配慮に取組む企業」に優先的に投資を行おうとする動きがあります。このような中で、我が国の事業者が環境報告書を作成・公表し、自らの事業活動における環境配慮の取組状況についての情報を公開していくことは、環境に配慮した投融資欧米からのの実現の前提条件です。そのような投融資が拡大することは、これからのを呼び込むこと循環型持続可能な社会の構築に向けた環境と経済の統合的向上に資するものと考えられます。

また、グリーン購入・調達が進展するとともに、取引先の選定等に際して事業者の環境や社会に対する配慮への取組状況についての情報を求められることが多くなると予想されますが、環境報告書はその際の説明資料としても使用できます。

解説:事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー(誓約と評価)による環境活動推進のための機能

環境報告書により、事業者の取組の目標と状況が公表されることにより、事業者が社会に対して事業活動における環境配慮の取組に関する方針や目標を誓約し、社会がその状況を評価するいわゆるプレッジ・アンド・レビューの効果が働き、取組がより着実に進められることが期待されます。

また、環境報告書の作成に当たって、いい意味で外部の目や同業他社との比較を

意識し、より前向きに取組を行っていくことは、環境保全に向けて社会全体の取組が進展することにつながると考えられます。

さらに、幅広い<mark>関係者</mark>ステークホルダーの間で環境コミュニケーションが進むことにより、社会全体の環境意識が向上するとともに、各主体の取組の状況と課題についての認識が深まれば、それぞれの役割に応じたパートナーシップの下で社会全体での取組のレベルアップに役立つことが期待されます。

解説:事業者自身の環境配慮の取組に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直 しの機能

環境負荷の実態や事業活動における環境配慮の取組状況を外部に報告することにより、事業者自身が報告の内容を充実させるため、事業活動における環境配慮の取組の内容やレベルを自主的に高める効果があるとともに、社内的に環境情報の収集システムが整備され、事業者自身の環境配慮の取組に関する方針、目標、行動計画等を見直したり、新たに策定する契機になります。

解説:経営者や従業員の意識付け、行動促進のための機能

自らの取組内容を従業員に理解してもらい、その環境意識を高めるために、環境報告書は従業員研修のツールとしても活用でき、さらには自らの事業活動における環境配慮の取組状況を知るとともに、それらの取組を行うことにより従業員自身が、自社に誇りを持つことにつながります。

また、環境報告書に経営者の緒言等コミットメントを記載することにより、経営者自身の意識付けも期待できます。

3.環境報告書の一般的報告原則

環境報告書は、環境コミュニケーションのツール、さらには社会的な説明責任の 観点及びステークホルダー利害関係者の意思決定に有用な情報を提供する観点等 により作成・公表されるものであり、以下に示す5つの一般的報告原則は、環境報 告書の基本的機能を満たすために必要不可欠なものです。これらの一般的報告原則 に合致しない環境報告書は、環境パンフレット的なものとなってしまいます。

目的適合性

環境報告書においてには、事業者の事業活動に伴う環境等への負荷影響の状況及 び事業活動における環境等への配慮の取組状況に関する、ステークホルダー<mark>利害関 係者の判断に影響を与える資する</mark>有用な情報が、適切なタイミングで提供される必 要があります。

解説:目的適合性における重要性と適時性

作成・公表される環境報告書がどのようなステークホルダー利害関係者を対象としているのかによって、環境報告書のあり方は若干異なってくると考えられます。従って、それぞれのステークホルダー利害関係者が、その事業者及びその環境報告書に対して、どのようなことを期待して、どのような情報を求めているかを、十分に考慮することが必要です。

そのためには、ステークホルダーが誰なのかをあらかじめ特定し、それらのステークホルダーとの対話・諮問・協働等のような関与(エンゲージメント)の過程を通じて、彼らの期待やニーズを理解することが有効になります。環境報告書はそのようなステークホルダーの期待やニーズに適合し、重要性のある情報が網羅され、適切に記載されていることが望まれます。

なお、情報に重要性があるかどうかについては、ステークホルダーとの関与結果等を参考にして、ステークホルダーの判断に与える影響の大きさを自ら判断しつつ決定することになります。本ガイドラインで示した 項目の環境報告書の記載事項(各項目における「(1)記載する情報・指標」)は、すべての事業者に共通して重要性があると考えられる情報ですが、それぞれの事業者が行う重要性の判断にもとづいて記載しない事項がある場合には、その理由を説明することが望まれます。また、 項目以外にも各事業者にとって重要と考えられる事項が存在する場合は、その事項を開示することが期待されます。

環境報告書はそのような利害関係者の期待やニーズに適合し、環境報告書に記載 することが重要と考えられる25項目の情報が網羅され、適切に記載されていること が望まれます。

さらに、環境情報が有用であるためには、ステークホルダー利害関係者に対して適切なタイミングで提供される必要があります。具体的には環境報告書は一定の期間毎に作成され、当該事業者の、環境報告書対象期間における事業活動における環

境配慮の取組状況、あるいは環境に関する事故、さらには事業活動における環境配慮の取組に関する方針・目標の策定・改訂等について、適切なタイミングで公表されることが重要です。

なお、目的適合的であるかどうかは、利害関係者の判断に与える影響の重要性を 自ら判断して決定することが望まれます。

信頼性

環境報告書は、信頼できる情報を提供しなければなりません。

解説:<mark>信頼性確保のためのにおける重要性、正確性、実質性、網羅性、中立性、検 証可能性</mark>

環境報告書の信頼性が確保されるためには、事業活動に伴う<mark>環境的・経済的・社会</mark>的影響及び事業活動における環境・経済・社会配慮の取組状況を忠実に表現する上で重要な情報が網羅されていることと、記載された環境情報に誤りや漏れがなく正確であることが必要です。、事業活動に伴う環境負荷の状況の実態に即して実質的な情報を提供すること、従って、本ガイドラインに示したの環境報告書に記載することが重要と考えられる 項目やそれ以外に各事業者が追加的に記載する項目については、その重要性に配慮して情報を開示することが求められます。また、提供される情報は中立かつ検証可能であることが求められます。が適切に網羅されていること、意図的に偏った印象を与えるような記述がなされていないこと等に配慮することが必要です。

特に、作成・公表した環境報告書が、多くのステークホルダー利害関係者に受け入れられ、信頼を得ることができるかどうかは、当該事業者の環境報告書の作成に対する姿勢にかかっています。

環境報告書の信頼性を高める手段としては、本ガイドラインの「第1章 6.環境報告書の信頼性の向上のための方策」を参照し、自己評価を実施する、環境報告書の作成過程にステークホルダーが参画する、できあがった環境報告書についての意見をステークホルダーに求め意見書を添付する、中立的な第三者の審査を受ける等がありますが、組織外の主体が関わることで信頼性をさらに高める方法を選択し段階的に進めることが望まれます。

理解容易性

環境報告書は、ステークホルダー利害関係者の誤解を招かないように、必要な情報を理解容易な表現で明瞭に提供することが望まれます。

解説:理解容易な表現

環境報告書の読み手(ステークホルダー利害関係者)は多種多様であり、環境報告書の作成に当たっては、わかりやすく、かつ誤解のないように配慮することが重要です。記載された情報が理解容易であるためには、できる限り簡潔な表現が求め

られますが、内容が複雑であっても必要な情報は適切に提供される必要があります。 例えば、不確実性を伴う情報を提供する場合には、不確実な性質、対象範囲、判断 根拠等を明記することが望まれます。

併せて過去数年における経年変化を示すことも理解を深める上では重要です。

また、特定の情報を提供する場合には、全体に占める割合が容易に判読できるように記載することが望まれます。取組内容を列挙するだけでなく、その取組が全体の中でどの程度の割合を占めているのかを記載することが望まれます。

さらに、公表されている環境報告書の中には、数値データの把握・公表が容易な事象であるにもかかわらず、自社の取組内容のみを定性的に記載し、数値データ(実績や目標)や自らの環境負荷の実態についてほとんど記載していないものがあります。事実を正確に伝える上で、数値の記載は極めて重要であり、可能な限り実数値を記載することが望まれます。実数値が記載されていなかったり、基準年度(あるいは前年度)に対する百分比等の指数のみで表現されていたりすると、「実は何もしていないのではないか」、「実際にはもっと多いのではないか」等の無用な誤解を招き、かえって評価を下げる恐れさえもあります。

その上で、環境報告書はコミュニケーションツールとして、見やすい、わかりやすい、読みやすいものであるとともに、読み手が「読んでみたい」と興味を抱くような表現の工夫も大切です。

そのためには、

- ・簡潔な文章と文体を心がける
- ・文章に加え、グラフや写真等を交えて表現する
- ・記載した取組や数値等の意味を適切に説明すること等が望まれます。

なお、業界や社内だけで通用するような言い回しや表現、用語は可能な限り避けるべきであり、場合により注釈等を付すことが望まれます。

特に、サイト環境レポート等については、地域住民等が必要とする情報に重点を 置いて、簡潔に取りまとめることが望まれます。

比較容易性

環境報告書の記載事項は、事業活動の各期間を通じて比較可能であり、かつ異なる 事業者間を通じても一定の範囲で比較の基礎となる情報を提供することが望まれ ます。

解説:比較の基礎となる情報

まず第一に、記載された情報は、単年度のものだけでなく、当該事業者における 経年の変化が比較できるよう記載することが望まれます。

第二に、事業者の事業特性や業態によって環境負荷の状況は異なると考えられますが、同一業種の事業者間、さらには業種の異なる事業者間での比較が容易であるよう記載されていることも望まれます。そのためには、業界平均値等の比較のベースとなる数値を、自社の数値に併記する等の工夫も有効です。

環境報告書に記載される環境情報・指標は、事業者の業種業態、あるいは取組の内容が異なる場合には単純に統一することは困難です。この際に、本ガイドラインを含め社会的に合意された環境報告書作成のためのガイドラインに準拠して測定又は算出された情報・指標は、共通の項目について、同一の前提条件、根拠、基準及び方法に依拠しているため、ステークホルダー利害関係者の誤解を招きにくく、比較の基礎となる情報となります。

また、環境報告書が比較容易でなければ、事業者が他の事業者の取組を参照することができず、さらには、ステークホルダー利害関係者も環境配慮に積極的な事業者を選択することが困難となります。

記載するデータの根拠や収集方法、測定・算定方法等を明記すること、本ガイドラインに準拠して環境報告書を作成すること、業界等で合意した共通の手法で環境パフォーマンスに関する情報を測定すること等は、環境報告書の信頼性を高めるとともに、事業者間の比較容易性をも高めることにつながります。

検証可能性

環境報告書は、記載された情報について、前提条件と根拠が明らかにされ、客観的立場から検証可能なことが望まれます。

解説:検証可能性

環境報告書の信頼性を確保していく上で、環境報告書に記載された情報について、客観的な立場から検証可能であることが必要であると考えられます。検証可能であるということは、第一に、環境報告書の記載情報のそれぞれについて、算定方法や集計範囲等が明記されていて、検証可能な形で表示されているということです。第二には、環境報告書の記載情報のそれぞれについて、根拠資料が存在するとともに、その集計システム等が構築されていて、情報の信頼性を第三者が確認する手段があるということです。この場合の第三者とは必ずしも外部の人間だけではなく、企業内部の監査役等も想定されます。

4.報告に当たっての基本的要件

対象組織の明確化

環境報告書で対象とする組織の範囲<mark>(バウンダリー)</mark>を明確に定義することが必要で す。

解説

報告対象組織の決定に当たっては、事業活動に伴う環境負荷の状況及び環境配慮への取組状況を考慮することが望まれます。

具体的には会社単独なのか、連結対象企業やグループ企業(企業集団)も含めるのか、日本国内に立地する事業所のみを対象とするのか、海外の事業所までも含めるのか等が問題となります。

多くの企業は、その事業活動を、一法人のみで行っているのではなく、国内外の子会社等へ生産移転や運送委託等をしています。したがって、当該企業の環境パフォーマンスについて実状にあった形で正確かつ公正に評価するためには、生産移転先等の関係企業も含めた組織の活動全体をカバーすることが必要です。このため、連結財務会計の集計範囲に準じて、企業ゲループ連結決算対象組織全体を把握することが望まれます。ただし、データ集計に要する負担や他者との比較評価の行いやすさ等を勘案して、環境負荷の低減に関して直接的に経営のコントロールが可能である範囲を踏まえて境界を定めてください。その際、境界を明確に示すこと、その境界を定めた理由を明らかにすることが必要です。

また、これまで公表された環境報告書をみると、会社概要は単独決算のデータ、環境パフォーマンスは主要事業所のみのデータ、事業活動における環境配慮の取組状況の記述は海外の事業所や子会社での取組も含むといった具合に、その内容によって対象組織の範囲が異なり、環境報告書全体で首尾一貫していない例も見受けられます。

データ収集の精度や労力の点からやむを得ない面もありますが、環境報告書全体の対象組織を明確にし、内容によりこれと異なる場合は、それぞれにおいて対象範囲を明記するとともに、対象範囲に加えた理由、あるいは除いた理由を記載することが望まれます。

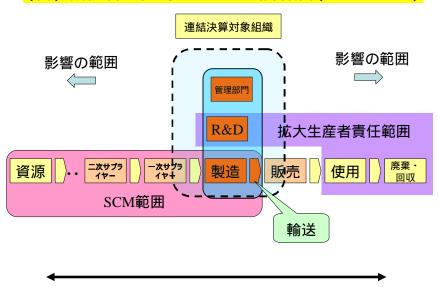
さらに、前回の環境報告書と当該年度等の環境報告書の対象範囲が異なる場合は、 その状況についても記載し、経年での比較可能性に配慮することが望まれます。

報告対象組織の記載に当たっては、組織全体の概要を理解できる図等を用いるとともに、全体の経営戦略や各組織の位置付け等についてもある程度説明する等の工夫を行うと、対象組織についての理解を得る手助けになると考えられます。

【拡大するバウンダリーへの対応】

事業者の代表的な製品・サービスについては、上記の境界を超えて、サプライチェーンを含めたライフサイクルアセスメントを実施し、可能な限り環境負荷の全体像を把握していく努力をすることが望まれます。

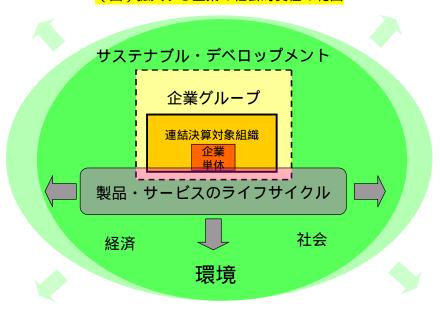
(図)環境経営の考え方により広がる報告範囲(バウンダリー)



ライフサイクルのステージ

また、企業の社会的責任の範囲は製品のライフサイクルに沿って上流側の資源採掘や製品設計、材料・部品調達から、下流側の製品の回収、廃棄に至るまで拡大する傾向にあります。今後は利害関係者ステークホルダーの認識の向上から、より広い意味での企業の社会的責任に関する企業方針や実態の把握が望まれます。

(図)拡大する企業の社会的責任の範囲



対象期間の明確化

環境報告書で対象とする期間を明確に定義することが必要です。

解説

環境報告書の対象期間は、会社概要や財務情報と環境パフォーマンス情報等、環境報告書に記載された各種データの対象期間を可能な限り統一し、もし内容により異なる場合には、その点を明記することが望まれます。

また、環境報告書に記載されている事業活動における環境配慮の取組<mark>実施期間あるいは記載した環境負荷の実施時期</mark>データ収集期間が、環境報告書の対象期間と一致していることが必要です。しかし、取組の全てが一定期間内で終了するわけではないこと、過去に行った取組であっても現在まで継続して効果を発揮している場合があること等により、当該年度の取組のみの記載では事業者の取組全体を適切に紹介できない場合があります。その場合には理由等を明記して、過去の取組等を記載することが望まれます。

環境配慮の取組について、少なくとも事業年度又は営業年度ごとに環境配慮の取組に ついて環境報告書を発行し、次回の発行予定について明記記載することが期待されます。

対象分野の明確化

環境報告書で対象とする内容の分野を明確に定義することが必要です。

解説

近年、欧米ではに限らず我が国においても、「環境」問題に限らず、社会的分野、経済的分野等についても報告書の対象分野として拡大し、これを「持続可能性報告」あるいは「社会的責任報告」として普及していこうという動きが強まっています。社会的分野とは、環境面での社会貢献取組ではなく、例えば、国内外における労働環境、人権問題、労働安全衛生、従業員の福利厚生、雇用等に当たっての男女等の平等、バリアフリーへの対応、最低賃金、組合活動の自由度、フィランソロピー、企業倫理、公益内部通報者の保護、製品のリコール回収安全、地域文化の尊重等のことです。また、経済的分野とは、売上高や利益の状況、資産、投融資額、賃金、労働生産性、雇用創出効果等のことです。

ただし、社会的分野及び経済的分野に関しては、環境分野とは異なり、どのような 項目や内容を、どのように取り扱うか等について、まだ発展途上にあるというのが現 状であり、今後、様々な検討が積み重ねられていく必要があります。

しかし、現代社会においては、環境的側面、経済的側面、社会的側面が複雑に係わっており、環境負荷を低減し、持続可能な社会を築いていくためには、社会経済システムに環境への配慮が織り込まれている必要があります。環境的側面から持続可能であるためには、社会、経済の側面についても健全で持続的でなければなりません。

<mark>こうした状況を踏まえて、それぞれの事業者の判断で、社会的分野等へ報告分野を</mark> 拡大していくことが、望ましいと言えます。

<mark>しかし、環境対策と労働安全衛生等を一つのセクションで統括している事業者も数多</mark> くあり、またこれらの問題はかなり関連性がある場合もあります。 本ガイドラインでは、事業概要及び経営関連指標の記載例を示すとともに、「社会的取組の状況」にとしてという項目を新設し、その記載が望まれる情報・指標を例示していますが、これらを踏まえて、それぞれの事業者の判断で、社会的分野等へ報告分野を拡大していくことが、望ましいと言えます。

5.環境報告書の作成及び活用にあたっての留意点(新規)

(1)環境報告書の作成

環境報告書の作成を始める前に、掲載記載する環境情報の対象となる組織や期間、 どのような環境負荷の項目に関する情報を測定、収集するか、また、作成した報告書 をどのような媒体を通じて公表するか、といった点を決定しますが、それぞれの準備 段階においてどのような考え方で取り組めばよいかについては、「環境報告書の記載事 項等の手引き」の「環境報告書の使い方、作り方」が参考になります。次に、作成に あたっての留意点について説明します。

URL: http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/index.html

報告対象範囲

本ガイドラインの前項「4.報告に当たっての基本的要件」を参考にして、掲載記載する情報の対象範囲を明らかにする必要があります。環境報告書にはその対象範囲を明記しますが、把握した環境負荷の状況等、内容によって対象範囲が異なる場合には、読み手の誤解を防ぐため、それぞれの内容の対象範囲を明記します。

報告対象期間

本ガイドラインの前項「4 . 報告に当たっての基本的要件」を参考にして、対象と する期間を明らかにします。

環境報告書ガイドラインにおける記載項目

環境報告書の作成にあたっては、本ガイドラインの 項目(それぞれの(1)記載する情報・指標)の全ての情報を記載することが望まれますが、環境への影響が無い、若しくは非常に小さいと判断される項目については、記載しない理由を明記することが望まれます。

記載しない理由としては、例えば、

- ・事業活動に関連しない項目がある場合
- ・データ把握の途上にあり、公表できない場合(その場合、公表する予定を記載 する)
- ・公表することにより事業活動に支障が生じる場合 等が考えられます。

重要な項目の考え方

環境報告書は、事業者が社会との間で行う環境コミュニケーションの重要なツールであり、その読み手(利害関係者ステークホルダー)は様々に考えられます。環境報

告書に求められる情報の内容や質は、ターゲットとする利害関係者ステークホルダーにより異なってきます。環境報告書のステークホルダー利害関係者が必要としている情報を的確に抽出するには、利害関係者ステークホルダーとの協議を行ったり、アンケート調査を実施関与(エンゲージメント)を促進する等が考えられます。

環境パフォーマンス情報の測定と収集

環境配慮の取組や環境パフォーマンス情報等、記載項目の選定作業は非常に重要であり、難しい判断が必要な場合もあります。どの環境パフォーマンス情報を記載すべきかについては、一律に決められるものではなく、各事業者が事業活動に伴う環境負荷の状況を考慮して、自ら判断することが必要です。こうした判断に際しては、組織内の各部門が行う事業内容や活動について、各々どのような環境影響の可能性があるかを洗い出した上で、環境影響の重要性について検討します。

こうして記載する環境パフォーマンス情報が決まったら、必要なデータや情報を収集しますが、組織内の様々な部門、時には外部の取引事業者(委託先や調達先等)や 資材等の供給事業者へも情報提供の協力を求める必要があります。

また、環境報告書の信頼性を高めるためにも、環境パフォーマンス情報の収集・加工の一連のプロセスを第三者に説明でき、情報源にさかのぼって再現できる状態を整備しておくことが望まれます。

(2)環境報告書の活用

公表媒体について (新規)

環境報告書の公表にあたっては、事業者を取り巻くステークホルダー利害関係者とのコミュニケーションを深め、より多くのステークホルダー利害関係者の目に触れる機会を作ることが大切です。

そこで年次の環境報告書の発行に加えて、より高い頻度で開示することが適切な 重要な環境パフォーマンス情報や環境配慮の取組について、インターネット等を活 用した追加的な情報発信をすることも有効です。そこで、報告書の質を落とさずに 複数の公表媒体の効果的かつ相互に連携した利用が期待されます。

インターネットは読み手が手軽に情報を入手できる手段として、また、情報を容易に最新の状態に更新することが可能であるという点でも、読み手に必要な情報を提供することができます。この場合には、公表されている情報が、どの時期の情報であるかを明示することが重要です。「主要な指標等の一覧」や「環境報告書の概要」等、環境報告書の一部の主要な情報を公表するのも有効な方法です。

事業者の環境に関する活動が活発になるに従って、公表する環境配慮等の情報が増加する傾向にあります。より多くのステークホルダー利害関係者に、より簡潔に環境報告書の内容を伝えたい場合には、環境報告書の要点のみを分かりやすくまとめた、いわゆるダイジェスト版等を別途作成し、広く配布する方法も有効です。また、情報の全てを冊子の環境報告書に記載するだけではなく、環境報告書とインターネットを併用する等の工夫をすることは、読み手に必要な情報を的確に提供する上で有効な手段と考えられます。また、事業所を立地している地域への情報に特化した地域版も地域とのコミュニケーションにおいて有効と考えられます。

どのような方法で環境報告書を公表するかは、想定される環境報告書の利用者の 利便性や理解容易性を考慮し、事業者が自ら有効と判断した媒体、表現手段、作成 方法を選択する必要があります。

<mark>トピックス・特集について</mark> (新規)

事業者の環境配慮等の活動の中で、社会的に注目を集めている特定の活動や、事業者が特に主張したい事項について、トピックや特集のページを設けて環境報告書に掲載する等、読み手の関心事項に答える工夫をすることが期待されます。 読み手にとって興味深い環境報告書になります。 また、必要に応じて、特集に記載することにした背景についても読み手に説明することや図表や写真などを活用し、わかりやすく説明することが望まれます。

(3)環境報告書の読み手とステークホルダー

環境報告書は、事業者が社会との間で行う環境コミュニケーションの重要なツールであり、その読み手は様々に考えられます。環境報告書の主な読み手がどのような人々で、どのような情報を知ろうとしているかがわかれば、それに合った環境報告書を作成することができます。

環境報告書の読み手には、消費者や生活者、株主や金融機関、投資家、取引先、学識経験者や環境NGO、消費者団体、学生、さらには地域住民や行政と様々な主体が考えられます。また、環境報告書は、外部のステークホルダー利害関係者に向けてのみ作成されているのではなく、その事業者の経営陣をはじめとする社員、従業員やその家族なども重要な環境報告書の読み手であると言えます。

いずれにしろ、主としてどのような読み手やステークホルダーを想定して環境報告書を作成するのかを、あるいは全ての主体を対象として網羅的な環境報告書を作成するのか等を十分に検討することが大切です。本ガイドラインは基本的に想定される主な読み手の全てを念頭において編集しましたが、以下に主な読み手について説明します(ただし、順不同)。

(以下、2003年度版参考資料から移動)

消費者、生活者

環境問題の深刻化に伴い、消費者の環境に対する意識は高まりつつあり、それが徐々に製品やサービスを選択する際の判断材料の一つになってきています。例えば、省エネや燃費を考慮しない家電製品や自動車の選択は、今やほとんど考えられません。廃棄物となりにくい包装や製品を求める動きも生まれつつあります。

そして少なくとも、環境問題に真摯に取り組む姿勢は、その事業者に対する信頼感につながり、 売り上げにも影響を与えることになります。

株主、金融機関、投資家

株主や金融機関、投資家は、環境報告書の重要な読み手となっています。欧米のみならず我が国においても、事業者の事業活動への環境配慮の組込み状況を、投資や融資の際の判断材料の一つとして考えることが一般化しつつあります。つまり、環境問題によ

り熱心に取り組んでいる事業者を支援していきたいということや、環境問題への対応の如何が事業者の今後の業績を左右することがあるとの考えに基づくものであり、さらには社会的責任投資(SRI)も行われています。また、事業者の環境格付け等にも環境報告書は使われています。なお、株主や投資家には法人と個人の両方がいます。

取引先

環境に配慮したサプライチェーンマネジメントの一環として、取引先に対して環境報告書等の提出を求める事業者が増加しつつあり、環境問題に適正に取り組むことを取引の条件の一つとする動きが強まってきています。つまり、取引先の技術、財務状況、製品等の品質に加えて、環境保全への取組も含めて総合的に取引先を選択していこうということです。

学識経験者、環境NGO、消費者団体

学識経験者や環境NGO、消費者団体も、環境報告書の重要な読み手の一つであると言ってよいでしょう。これらの団体等は環境問題に関するオピニオンリーダーとして、まあるいは事業者の事業活動への環境配慮の組込み状況を評価し、一般にわかりやすく伝えるインタープリター(通訳者)の役割を果たしており、一般の消費者やマスコミに強い影響力を持っています。また、環境報告書や事業者の取組を比較し、その結果を発表したり、出版したりすることも考えられます。

学生等

近年、学生や若者達の環境意識は極めて高くなっており、環境問題に取り組む学生サークルも数多く存在します。また、環境問題に関わりたいという希望を持ち、大学の環境関連学部に進学する学生数も増加しています。さらにはゼミ等で環境報告書の研究分析をすることも多くなっています。事業者に対する環境報告書の請求においても学生は大きな割合を占めるようになってきています。これらの学生等から事業活動への環境配慮の組込みについて高い評価を得ることは、将来の顧客の獲得や優秀な社員の採用等に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

地域住民

工場や店舗、事業所周辺の住民も環境報告書の読み手の一つです。地域住民は、工場等においてどのような環境保全への取組が行われているか、特に公害防止の対策や環境事故の未然防止対策等がどのように行われているかについて、関心を持っています。

この点から、環境情報の公開、環境コミュニケーションの推進は、工場等自身が地域 住民に信頼され、ともに発展していく上で大きな役割を果たすと考えられます。また、 個別の工場、事業所単位で「サイト環境レポート」を作成・公表する取組も必要に応じ て推進していくべきと思われます。

行政

行政も環境報告書の読み手の一つです。平成 10 年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」や平成 11 年に制定された「PRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)」等においては、事業者の取組内

容を公表することそのものに効果を認めており、法体系の中で、情報開示が重要な政策 手法として位置づけられ始めています。

また、地方公共団体においても、地域の環境基本計画や地球温暖化対策行動計画等の中で、地域の事業者を計画の主要な対象として事業者の自主的な取組を促進し、その事業活動における環境負荷の低減を図ろうとしています。そして優良な事業者を積極的に支援するために、環境活動評価プログラムや環境報告書等を活用していこうとしています。また、グリーン購入・調達の進展により、入札参加や事業発注の条件の一つとして、環境報告書の作成・公表を求めていく例も出っています。

さらに、行政自身も、積極的に環境保全の取組を進めるための率先実行計画を策定したり、ISO14001 の認証を取得する動きが広がってきており、行政自らも環境保全への取組等についての環境報告書を作成・公表する先駆的な取組が始まって進んでいます。

社員、従業員及びその家族

社員や従業員及びその家族も環境報告書の読み手の一つです。優秀な社員を雇用したり、社員の志気を向上させ、自らの企業に対する誇りを養うためには、自らの事業活動への環境配慮の組込みに関する姿勢を示し、理解を得ることが重要となります。その際、環境報告書は有効なツールの一つとなります。さらに今後は、優秀な社員を雇用するに当たっても、環境問題に対する姿勢が問われてきます。

6.環境報告書の信頼性向上のための方策(新規)

環境報告書の信頼性の確保の方法には、自己評価を実施するとともに、環境報告書の作成過程にステークホルダー利害関係者が参画する、できあがった環境報告書についての意見をステークホルダー利害関係者に求め意見書を添付する、中立的な第三者の審査を受ける等、組織外の主体が関わることで信頼性をさらに高めることも期待され方法ます。

これらはいずれも重要な取組ですが、ステークホルダーとの関わり方や第三者から の外部審査の必要性、さらに事業者の経営資源の状況や環境報告書の作成の成熟度に 応じて段階的に進めることが期待されます。

自己評価の実施

自己評価は環境報告書の信頼性を事業者自身がレビューするもので、自己評価を 行った場合にその手法・過程・結果等を公表するものです。

第三者による検証

環境報告書を作成する事業者以外の監査法人等の審査機関が、事業者が定める基準に従い、審査機関が定める審査の手順に沿って、環境報告書の記載情報やその背景にある取組内容についての審査を行い、その結果を環境報告書に掲載する取組であり、審査機関の第三者が比較可能性や信頼性を表明(レビュー)する。

第三者による意見

環境報告書を作成する事業者以外の主体(第三者)が、環境報告書の記載情報や

その背景にある取組内容についての意見を表明 (レビュー) し、環境報告書に掲載する取組であり、第三者が比較可能性や信頼性をレビューする。

内部管理の徹底

事業者内部の環境マネジメントシステムを徹底し、内部監査等を厳格に行う取組であり、事業者自身が情報の比較可能性や信頼性をレビューする。

内部監査基準や環境報告書作成の基準等の公開

事業者自身が、その内部監査の基準や環境報告書作成の基準等を公開する取組であり、特に環境報告書の作成の基準が明らかにされれば、外部の第三者がそれに基づいてレビューを行うことも可能となる。

双方向コミュニケーション手法の組込

環境報告書の記載情報や環境保全への取組について、事業者が問い合わせ窓口を設けて、ステークホルダー利害関係者からの質問や意見を受け付け、これに回答する取組であり、ステークホルダー利害関係者等による座談会を開催し、その概要を環境報告書に掲載する事例もある。

NGO、NPOとの連携による環境報告書の作成

環境報告書の企画、製作段階にNGO、NPOのスタッフが直接関わり、事業者との一種の共同作業により環境報告書を作成する取組であり、連携のあり方には単に意見交換を行うものから、記載情報のチェックを行うもの等、様々な内容がある。

第2章 環境報告書の記載項目の枠組み

1.環境報告書の全体構成

環境報告書には「環境報告書に記載すべきと考えられる項目」があります。これは、環境報告書等により社会的説明責任を果たすとともに、利害関係者の意思決定に有用な情報を提供するため、さらには環境報告書が環境コミュニケーションや環境パートナーシップのツールとして機能するために不可欠な項目であり、現在発行されている多くの環境報告書で網羅されている項目です。環境報告書に記載する情報・指標は、次の5つの分野に分類されます。

- (1)基本的項目
- (2)環境マネジメント等、環境経営に関する 状況
- (3) 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況
- (4)環境配慮と経営との関連状況
- (5)社会的取組の状況

上記の各分野の中で環境報告書に記載する<mark>項目</mark>は、以下のとおりです。

(1)基本的項目(BI,Basic Information)

経営責任者のコミットメント(Commitment)、報告に当たっての基本的要件(報告範囲の環境負荷の捕捉状況を含む)、経営指標を含む事業概要及び主要な指標等の一覧等で、事業者が環境に係る説明責任を果たすとともに、利害関係者の意思決定に有用な情報を提供し、社会との環境コミュニケーションを図りパートナーシップを構築していく上での基礎的な内容です。なお、経営責任者のコミットメントは、単なる挨拶ではなく、事業活動における環境配慮の取組状況に関する総括と社会に対しての誓約となっていることが必要です。

基本的項目として記載する項目は、以下の5項目です。

BI-1:経営責任者のコミットメント

BI-2:報告に当たっての基本的要件

BI-2-1:報告の対象組織・期間・分野

BI-2-2:報告範囲の環境負荷の捕捉状況 (新規)

BI-3: 事業の概況(経営指標を含む)

BI-4:環境報告書の概要

BI-4-1:主要な指標等の一覧 (新規)

BI-4-2: 事業活動における環境配慮の取組に関する目標、計画及び実績等の総括

BI-5: 事業活動のマテリアルバランス(インプット、内部循環、アウトプット)

(2)「環境マネジメント等、環境経営に関する状況」を表わす情報・指標 (環境マネジメント指標: MPI, Managerial Performance Indicators)

事業者の事業活動における環境配慮の取組について、その方針、目標、計画及び実績について取りまとめて説明するパートであり、事業者の事業活動に伴う環境負荷の状況と事業活動における環境配慮の取組の全体像を説明するパートであると言えます。目標、計画、実績等については、環境負荷の状況も含めて一覧表等に取りまとめることが望まれます。

また、事業者の組織的な環境マネジメント全般の状況について取りまとめて説明するパートでもあり、環境マネジメントシステム、環境に関する規制遵守の状況、環境会計情報、環境に配慮した投融資、生物多様性への対応、環境に配慮したサプライチェーンマネジメント、環境に配慮した新技術等の研究開発状況、環境コミュニケーションの状況等、さらに、製品・サービスの環境負荷の状況及びその低減対策(無形のサービス・役務を含む)につき、記載します。

環境マネジメント指標として記載する項目は、以下の12項目です。

MP-1:環境マネジメントの状況

<mark>MP-1-1</mark>:事業活動における環境配慮の方針 MP-1-2:環境マネジメントシステムの状況

MP-2:環境に関する規制の遵守状況

MP-3:環境会計情報

MP-4:環境に配慮した投融資の状況(新規)

MP-5:サプライチェーンマネジメント等の状況

MP-6:グリーン購入・調達の状況及びその推進方策

MP-7:環境に配慮した新技術<mark>、DfE</mark>等の研究開発の状況

MP-8:輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策

MP-9:生物多様性の保全と持続可能な利用への対応(新規)

MP-10:環境コミュニケーションの状況

MP-11: 環境に関する社会貢献活動の状況

MP-12:製品・サービスの環境負荷の状況及びその低減対策

(3)「事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況」を表わす情報・ 指標(オペレーション指標: OPI, Operational Performance Indicators)

事業者が自らの事業活動において環境負荷の低減に向けて取り組んでいる方針、目標、計画、環境パフォーマンスの状況及びその実績等を中心に、経年での変化も含め、取りまとめて記載します。特に、エネルギーや資源等の投入量(インプット)や製品生産量または商品販売量(アウトプット)においては、その「環境配慮分の内訳」が環境負荷削減の観点から重要な意味をもちます。したがって、製品・サービスのライフサイクルでの環境負荷低減等、事業活動の上流・下流部分での取組や実績についても記載することが望まれます。

このパートは、環境報告書の中で情報量としては最も多くなる部分と考えられますが、オペレーション指標として記載する<mark>項目</mark>は、以下の10項目です。

(インプット)

OP-1:総エネルギー投入量及びその低減対策(環境配慮分の内訳)

OP-2: 総物質投入量及びその低減対策<mark>(環境配慮分の内訳)</mark> OP-3:水資源投入量及びその低減対策(環境配慮分の内訳)

(内部循環)

OP-4:循環的利用の物質量等(新規)

(アウトプット)

(製品)

OP-5: 総製品生産量又は総商品販売量

OP-5-1:環境配慮分の内訳

(排出物・放出物)

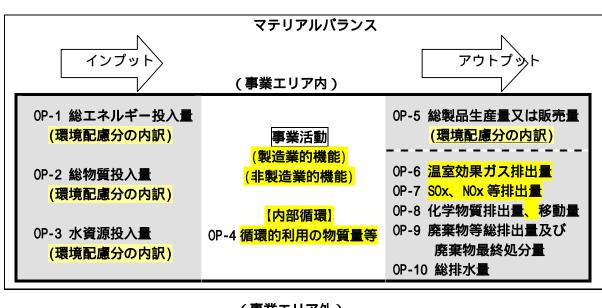
OP-6: 温室効果ガスの排出量及びその低減対策

OP-7:大気汚染及び生活環境に係る負荷量及びその低減対策

OP-8:化学物質の排出量・移動量及びその低減対策

OP-9: 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策

OP-10:総排水量及びその低減対策



(事業エリア外)

		MP-8 輸送(荷主責任として) ・温室効果ガス排出量 ・SOx、NOx排出量 ・包装梱包等廃棄物総排出量
--	--	---

(4)「環境配慮と経営との関連状況」を表わす情報・指標

(環境効率指標: EEI, Eco-Efficiency Indicators)

環境負荷はその総量を削減することが事業者に求められています。一方、事業経営の観点から、経済効率性の高い環境への取組が求められています。そのため、事業者の環境パフォーマンスや環境への取組を把握・評価する場合には、環境負荷総量を示す指標だけでなく、事業者の生み出す経済価値を反映しながらその環境への取組の効率性を表す指標(以下、「環境効率指標」)を把握・管理することが重要になります。本ガイドラインでは、第三次環境基本計画の「総合的環境指標」*も参考にして、

第三次環境基本計画の「総合的環境指標」を用語の解説

(5)「社会的取組の状況」を表わす情報・指標

(社会パフォーマンス指標: SPI, Social Performance Indicators)

近年、環境報告書の記載内容を広げ、社会・環境(CSR)報告書等として、事業者の社会的側面についても情報開示、報告する取組が広がりつつあります。しかし、社会的側面の記載項目については、なお発展途上の段階にあるといえます。本ガイドラインでは、我が国の既発行の社会・環境(CSR)報告書等から代表的情報・指標等を取り上げるとともに、法律等において開示が求められている情報及び今後、記載が重要になると考えられる情報を取りまとめました。

- 労働安全衛生に関する情報・指標
- 雇用に関する情報・指標

代表的な事例を紹介します。

- 人権に関する情報・指標
- 地域社会に対する貢献に関する情報・指標
- 企業倫理及び公正取引に関する情報・指標
- ○個人情報保護等に関する情報・指標
- 広範な消費者保護及び製品安全に関する情報・指標
- その他の社会的項目関する情報・指標

2.指標に着目した環境報告書の全体構造

- (1)基本的項目 (BI)

 (2)環境マネジメント指標 (MPI)

 (3)オペレーション指標 (OPI)

 (4)環境効率指標 (EEI)

 (5)社会パフォーマンス指標 (SPI)
- (注) EPI: Environmental Performance Indicators

第3章 環境報告書における個別の情報・指標の要点

前章では環境報告書の全体構成(5分野)ならびにその概要を述べましたが、本章では各分野において記載する個別の情報・指標の要点を説明します。環境報告書に記載する情報・指標の5分野を再掲すると、以下のとおりです。

【環境報告書に記載する情報・指標の5分野】

- (1)「基本的項目」
- (2)「環境マネジメント等、環境経営に関する状況」を表わす情報・指標
- <mark>(3)「事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況」を表わす情報・指</mark> 標
- (4)「環境配慮と経営との関連状況」を表わす情報・指標
- (5)「社会的取組の状況」を表す情報・指標

(注)

本章では、環境報告書において記載すべき必須項目は「(1)記載する情報・指標」としてア. イ.ウ.・・・で表記し、それぞれにおける例示項目を「・」で表記します。また、記載することが望ま しい推奨項目は「(2)記載することが期待される情報・指標」として「・」で表記しています。

1.基本的項目(BI)

環境報告書に記載する基本的項目(BI)は以下の5項目です。本節では、それぞれの基本的な考え方や記載する具体的な情報・指標等について解説します。

(基本的項目:BI)

BI-1: 経営責任者の<mark>コミットメント</mark>

BI-2: 報告に当たっての基本的要件

BI-2-1: 報告の<mark>対象組織・期間・分野</mark> BI-2-2: 報告範囲の環境負荷の捕捉状況

BI-3: 事業の概況(経営指標を含む)

BI-4:環境報告書の概要

BI-4-1:主要な指標等の一覧 (新規)

BI-4-2: 事業活動における環境配慮の取組に関する目標、計画及び実績等の総括

BI-5: 事業活動のマテリアルバランス(インプット、内部循環、アウトプット)

BI-1: **経営責任者のコミットメント** 現行

経営責任者のコミットメントは、環境報告書の巻頭に記載され、事業者自身の環境経営の方針、取組の現状、将来の目標等が現状や実績を踏まえて総括的に盛り込まれたものであり、極めて重要なものです。

さらに、総括や誓約の内容は、自らの業種、規模、事業特性等に応じた適切かつ具体的なものである必要があり、単なる一般論を述べるだけでは不十分です。さらに、報告範囲や報告内容の信頼性等の考え方にも言及する必要があります。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

- 7.環境問題の現状、事業活動における環境配慮の取組の必要性及び持続可能な社 会のあり方についての認識
- イ.自らの業種、規模、事業特性<mark>あるいは海外展開</mark>等に応じた事業活動における環 境配慮の方針、戦略
- り.自らの業種、規模、事業特性<mark>あるいは海外展開</mark>等に応じた事業活動に伴う環境 負荷の状況(重大な環境側面)の総括
- I.自らの業種、規模、事業特性<mark>あるいは海外展開</mark>等に応じた事業活動に伴う環境 負荷の低減に向けた取組の内容、実績及び目標等の総括
- 1.これらの取組を確実に実施し、目標等を明示した期限までに達成することの社会への誓約(Commitment)
- カ.環境報告書の記載内容について、事業活動に伴う重大な環境負荷及びその削減 の目標・取組等を漏れなく記載し、正確であることの記載
- ‡.経営責任者等の署名

(2) 記載することが期待される情報・指標

(1)のほか、例えば次のような情報や指標を記載することが期待されます。

- 持続可能な社会の実現に貢献するための経営方針、目標等
- 報告範囲に関する経営者の考え方や方針
- 報告内容の信頼性確保に関する経営者の考え方や取組の方針
- 環境報告書の外部審査を受審した場合は、その旨

(3) 環境上の課題と情報・指標の意義 原則として、現行ERガイドライン「解説」を踏襲。

経営責任者のコミットメントは、環境報告書の巻頭に記載され、経営責任者もしくは代表権のある環境担当役員の報告書発行に当たっての概括的なステートメントとして記載されるものです。そのため、細かな点を詳しく述べるのではなく、経営責任者の「環境経営」に対する考え方が、経営責任者自身の言葉で率直に語られるとともに、その実行を社会に対して誓約することが必要です。

環境報告書の作成に当たっては

- ・自らの業種、規模、事業特性<mark>あるいは海外展開</mark>等を踏まえる、
- ・事業活動における環境配慮の方針、事業活動に伴う環境負荷の状況、事業活動

における環境配慮の取組内容、実績及び目標等を明確かつ簡潔に総括する、

・これらの取組を確実に実施し、目標等を明示した期限までに達成することを誓 約する<mark>(コミットメント)</mark>、

こと等に配慮することが望まれます。

さらに可能であれば、環境報告書の記載内容について、事業活動に伴う重大な環境負荷及びその削減の目標や取組等を漏れなく記載し、正確であることを記すこと、環境情報を積極的に開示し、利害関係者との環境コミュニケーションを積極的に図っていくこと等を表明することも望まれます。また、報告範囲の概要や報告内容の信頼性の確保等にも言及することが望まれます。

これは、事業の実態を踏まえた、適切かつ正確な環境報告書を作成・公表して、 社会的説明責任を果たし、利害関係者に意思決定のための情報を提供することは、 経営責任者の重要な責務の一つであり、経営責任者自身が環境報告書の記載内容に 責任を持つことが必要であると考えられるからです。

BI-2:報告に当たっての基本的要件

BI-2-1:報告の対象組織・期間・分野 現行

環境報告書の作成・公表に当たっての基本的要件である、対象組織、対象期間、対象分野、準拠あるいは参考にした環境報告書等に関する基準又はガイドライン等について具体的に記載します。特に報告の対象組織については、前回の報告からの変化や経緯等についても記載します。

併せて、環境報告書を環境コミュニケーションツールとするために必要な、作成部署の明確化や連絡先の明示等の他、意見や質問等を受け付ける方法等を工夫することが必要です。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

- ア. 報告対象組織(<mark>以前に環境報告書を発行している場合は、前回の報告対象組織からの変化や経緯等についても記載する。</mark>)
- 1.報告対象期間、発行日及び次回発行予定(なお、以前に環境報告書を発行している場合は、直近の報告書の発行日も記載する。)
- り. 報告対象分野(環境的側面・社会的側面・経済的側面等)
- I.準拠あるいは参考にした環境報告書等に関する基準又はガイドライン等(業種毎のものを含む。)
- 1.作成部署及び連絡先
- カ.ウェブサイトのURL

(2) 記載することが期待される情報・指標

(1)のほか、例えば次のような情報や指標を記載することが期待されます。

- 利害関係者からの意見や質問を受け付け、質問等に答える旨の記述等、何らかのフィードバックの手段
- 主な関連公表資料の一覧(会社案内、有価証券報告書、IS014001認証取得事業者はその環境方針及び著しい環境側面に関するコミュニケーション資料、環境パンフレット、技術パンフレット等の主な関連資料の一覧と必要な場合はその概要、入手方法。)

(3) 環境上の課題と情報・指標の意義 原則として、現行EPIガイドライン「解説」を踏襲。

報告に当たっての基本的要件である対象組織・期間・分野の記載は、特定のわかりやすい場所、例えば裏表紙、最終ページ等に記載することが求められます。

なお、報告対象組織の記載において、特に連結決算対象組織の一部を報告対象に 含む場合は、連結決算対象組織との異同を会社名を挙げて記すことが望まれます。

また、それらの会社についてトピックス(囲み記事)のみを扱っているのか、パフォーマンスデータも集計しているのか、後者の場合はどのパフォーマンスデータを集計しているのかを明確にすることが望ましいといえます。特に、海外での事業展開の割合が高い、あるいは今後その増大が見込める場合には、その旨を記載する

必要があります。

環境報告書をURL(HP)において公表している場合はその旨を、またより詳しい情報がURLに掲載されている場合はその旨を、それぞれ記載します。さらに冊子、URL以外の媒体(CD-ROM等)で発行している場合は、その内容と入手方法を記載します。

【情報記載に当たっての留意点】

- (i) 報告対象組織について工場・事業所・子会社等の範囲、海外事業所の範囲、連結決算対象組織との異同を示すべきです。なお、全体を対象としていない場合で対象を拡大する予定がある場合は、その予想スケジュール等を記載します。 また、記載項目等により範囲が異なる場合は、項目毎の範囲を記載します。
- (ii) 報告書作成に当たり準拠あるいは参考にした基準又はガイドライン等と実際に 報告した内容や項目との比較表等があれば、読み手にはわかり易くなります。
- (iii) 連絡先には、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス等も記載します。

BI-2-2:報告範囲と環境負荷の捕捉状況(新規)

わが国では多くの事業者が環境報告書を自主的に作成・発行していますが、その報告範囲については明確な基準がなく統一されていません。財務上の報告範囲は連結決算対象組織が基本となっていることから、「環境経営」の報告である環境報告書の範囲も、原則としては連結決算対象組織とすべきということができます。

事業者の事業実態によっては、一部の事業所等の環境負荷を把握することによって、全体の環境負荷のほとんどを把握できる場合があります。そのような場合は、必ずしも連結決算対象組織全体について、環境負荷の状況の詳細を把握する必要はないと考えられます。ただし、その場合も、コミットメントや方針等については対象とすることが望まれます。

いずれにしろ、報告対象を限定した場合、その報告対象組織における環境負荷が連結決算対象組織全体における環境負荷の内どの程度を捕捉しているかを明確にする必要があります。その際、報告範囲及びその環境負荷が事業全体の環境負荷の内どれ位を占めているかを読み手に伝えるために、事業者が独自に工夫してその捕捉状況を記載します。さらに報告範囲を限定した考え方や計算根拠等を明示する必要があります。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 新規

ア. 報告範囲(報告対象組織)の環境負荷が事業全体(連結決算対象組織全体)の環境 負荷に占める割合(環境負荷の捕捉率等による状況)

ただし、連結決算対象組織全体を対象としない場合は、捕捉対象の環境負荷が連結決算対象組織全体における環境負荷の内に占めるおおよその割合(環境負荷の捕捉率)を記載し、できるだけ捕捉率を向上させていくことが望まれます。環境負荷の捕捉率を示す指標としては、例えば、次のような情報や指標が考えられます。なお、連結決算対象組織全体の数値が正確に算出できない場合、おおよその数値やどの程度以上を占めるかについての概算を記述する等の工夫によって、できるだけ捕捉状況を明らかにする必要があります。

- ・ 連結決算対象組織全体の温室効果ガス排出量に対する報告範囲の温室効果ガス排出量の割合 (エネルギー使用量等による。事業内容によっては、電力消費量等把握の容易なもので代替することも考えられる。)
- ・ 連結決算対象組織全体の資源投入量に対する報告対象組織の資源投入量の割 合
- ・ その他、事業内容に応じ、代表的な環境負荷に関する環境負荷の捕捉率
- ・ 上記以外に、事業者独自の創意工夫による事業全体に対する環境負荷の捕捉 率

これらの指標について、十分な情報が得られない場合、次のような指標を補足的に、必要な場合は組み合わせて用いる必要があります。なお、これらの指標については、当該指標を用いる考え方を示すことが期待されます。特に、上記指標を用いない場合は、これらの指標によって、おおよその環境負荷の捕捉状況が明

らかになることについて説明する必要があります。

- ・連結決算対象組織全体の売上高に対する報告対象組織の売上高の割合
- ・連結決算対象組織全体の従業員数に対する報告対象組織の従業員数の割合
- ・上記以外に、事業者独自の創意工夫による指標

(2) 環境上の課題と情報・指標の意義 新規

報告範囲の「環境負荷の捕捉率」とは、報告対象組織の事業活動に伴う環境負荷が事業全体の環境負荷に占める割合を示す指標です。本来、環境報告書では連結決算対象組織の全てを報告範囲とし、その環境負荷を記載することが理想です。しかしながら、明らかに環境負荷の少ない部分について報告の対象とすることは、費用対効果の面から困難な場合があり、連結決算対象組織において環境負荷の大半を捕捉できる範囲で限られた組織を報告の対象とすることがあります。また、限られた組織から報告を始め、徐々に報告範囲を広げることも考えられます。そこで、実際に報告対象となった組織の環境負荷の捕捉率を示す必要があります。ただし、連結決算対象組織全体の環境負荷全体が把握されていないことから、論理的に厳密な捕捉率は計算できません。そこで環境負荷全体の捕捉率に代わる代替指標*が必要となりますが、その開発を事業者の創意工夫に期待するものです。例示としては、上記(1)のようなバロメーターが考えられます。

しかしながら現状では、多くの事業者の報告範囲の環境負荷が連結決算対象組織全体の中でどれ位のウエイトを占めているか曖昧です。このことは事業者自身にとって も利害関係者にとっても、その判断や意思決定を誤らせる可能性があり、環境負荷の 捕捉状況は「環境経営」における最も基本的かつ重要な事項となっています。

特に、海外で事業展開する日本企業が増加している現状をみると、国内だけでなく 海外を含めた自らの環境負荷の全体像を正確に把握・管理するために、効率的・効果的 な環境負荷の計測・収集システムを構築することが強く期待されます。

BI-3:事業の概況(経営指標を含む) 現行

報告者がどのような事業者で、どのような事業活動をし、その規模等はどの程度なのかをわかりやすく説明することが必要です。事業の概況が適切に記載されていなければ、その事業者の事業特性等に応じたどのような環境負荷があるのか、どのような事業活動において環境配慮の取組が重要なのかわかりません。

したがって、事業の具体的内容、主要な製品やサービスの内容、<mark>財務データを含む</mark> 経営関連指標値等をわかりやすく、具体的に記載<mark>します。</mark>

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

- ア.主たる事業の種類(業種業態)
- イ.主要な製品・サービスの内容(事業分野等)
- り. 売上額又は生産額(連結決算対象組織全体及び報告事業者単独、報告対象組織)
- I. 従業員数 (連結決算対象組織全体及び報告事業者単独、報告対象組織)
- 1. その他報告対象組織の活動に関する経営関連情報(総資産額、粗利<mark>(売上総利</mark> 益)、営業利益、経常利益、純損益、付加価値額、床面積等)
- カ.主たる事業活動の範囲、工場、事業所数、本社及び主要な工場、事業場の所在 地及びそれぞれの生産品目
- ‡.報告対象期間中に発生した、組織の規模や構造、所有形態、製品・サービス等における重大な変化の状況(合併、分社化、新規事業分野への進出、工場等の建設等の変化があった場合)

(2) 記載することが期待される情報・指標

(1)のほか、例えば次のような情報や指標を記載することが期待されます。

- 全体的な経営方針等可能な範囲で、今後の海外での事業展開を含む)
- 事業者の沿革及び事業活動における環境配慮の取組の歴史等の概要
- 対象市場や顧客の種類(小売、卸売り、政府等)

(3) 環境上の課題と情報・指標の意義 原則として、現行EPIガイドライン「解説」を踏襲。

製品・サービスの生産・販売額(売上高)、従業員数等の重要な経営関連指標は、単位環境負荷当たりの製品・サービス価値(環境効率(Eco-Efficiency))、単位製品・サービス価値当たりの環境負荷(環境負荷集約度)等を算出する際の基礎データとして必要不可欠な情報です。これらの情報については、後述する環境パフォーマンス指標(EPI)のひとつである環境効率指標(EEI)にて詳しく述べることにします。なお、経営関連指標については、業界等で概ね合意された指標がある場合は、それを記載することが望まれます。

また、事業の概況の記載に当たって、主たる事業の種類(業種業態)及び主たる 事業活動の範囲(活動拠点)について、事業活動に伴う環境負荷や事業活動におけ る環境配慮の取組状況との関連を含めて具体的に、かつ、わかりやすく記載するこ とが望まれます。

【情報記載に当たっての留意点】

- (i) 売上額、生産額あるいは従業員数については、少なくとも過去5年間程度を記載します。
- (ii) 事業者の生産品目の記載においては、主要な原材料の採掘、調達、営業や販売活動を行っている地域について、日本国内だけか、海外でもか、特定地域のみか等を含みます。

BI-4: 環境報告書の概要

BI-4-1:主要な指標等の一覧(新規)

事業の概況(BI-3参照) 環境に関する規制の遵守状況(MP-2参照) 温室効果ガス等の大気への排出量(OP-6参照) 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量(OP-8参照) 及び事業活動にとって重要と考えられる項目について、サマリーとしてまとめ見開き程度の内容で、図表を活用してわかりやすく、簡潔に記載します。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

- ア. 事業の概況(BI-3参照)
- イ. 環境に関する規制の遵守状況(MP-2参照)
- り. 主要な環境環境パフォーマンス等の推移(過去5年程度)(BI-4-2参照)
 - ・総エネルギー投入量(OP-1参照)
 - ・総物質投入量(OP-2参照)
 - ・水資源投入量(OP-3参照)
 - ・総製品生産量又は販売量(OP-5参照)
 - ・温室効果ガスの排出量(OP-6参照)
 - ・化学物質の排出量、移動量(OP-8参照)
 - ・廃棄物等総排出量及び廃棄物最終処分量(OP-9参照)
 - ・総排水量(OP-10参照)
 - ・その他、事業内容に応じて必要と考えられる事項
 - ・環境効率指標(EEI参照)

(2) 記載することが期待される情報・指標

(1)のほか、例えば次のような情報や指標を記載することが期待されます。

- 環境に関する特記事項等
- 報告対象組織

(3) 環境上の課題と情報・指標の意義 新規。

事業特性に応じた環境負荷の発生ないし抑制・削減が理解できるような「事業の概要」をまず表形式で列記することが望まれます。その上で、環境規制の遵守状況や温室効果ガス、廃棄物等の排出量、さらに事業特性からみて重要と考えられる項目を要約する形でコンパクトにまとめることが望まれます。表記方法としては、【参考資料】の「別表」を参照ください。

「主要な指標等の一覧」は、事業者における重要な環境負荷の推移を時系列に比較するのに有効です。ただし、「重要な環境負荷」の判断については、業種特性や事業規模等による違いがあり事業者間の比較は容易でないことも想定されますし、利害関係者によっても判断基準が異なることが想定されます。事業者間で比較する場合は、それぞれの指標が持つ特性や限界等に十分留意することが必要です。

【情報記載に当たっての留意点】

(i) 化学物質に関する情報を記載する際には、取扱い量や購入量が多いもの、あるいは危険性が高い等、利害関係者への影響が大きいと考えられる化学物質のみについて、物質毎に排出量、移動量等を区別して記載します。保管量についても記載することが期待されます。

BI-4-2:<u>事業活動における環境配慮の取組に関する目標、計画及び実績等の総</u> 括 *現行*

事業活動における環境配慮の方針に対応した、長期目標及びその推移、当期及び次期対象期間の目標、それぞれの目標に対応した計画、報告対象期間の環境負荷の実績及び推移、その低減のための取組の状況、取組結果の評価分析や改善策等を、基準とした期のデータとともに、全体を一覧表形式で記載します。

また、必要に応じて環境報告書全体の概要を記載すると、よりわかりやすくなり ます。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

ア. 事業活動における環境配慮の取組に関する目標、計画及び実績、改善策等の総括

例えば、次のような情報や指標を用いることにより、総括を示す必要があります。

- ・環境負荷の実績及び推移(過去5年間程度)
- ・環境負荷の実績及び推移に関する分析・検討内容
- ・事業活動における環境配慮の取組に関する中長期目標及びその推移、当期及び 次期対象期間の目標(事業特性、規模等に対応して適切な達成目標であること)
- ・中長期目標については、制定時期、基準とした時期、対象期間及び目標時期
- ・目標の対象期間末までの達成状況
- ・事業活動における環境配慮の取組に関する中長期目標、当期及び次期対象期間 の目標に対応した計画
- ・事業活動における環境配慮の取組に関する中長期目標、当期及び次期対象期間 の目標に対応した報告対象期間の環境負荷の実績、事業活動における環境配慮 の取組結果等に対する評価<mark>及び改善策</mark>
- ・基準とした時期のデータ
- ・環境報告書全体の概要及びそれぞれの内容の対応ページ
- ・事業内容、製品・サービスの特性に応じた事業活動における環境配慮の取組の 課題
- ・報告対象期間における特徴的な取組
- ・前回の報告時と比べて追加・改善した取組等
- ・経営指標と関連づけた環境効率性を表す指標による実績(EEIの経年変化)

(2) 環境上の課題と情報・指標の意義 原則として、現行ERガイドライン「解説」を踏襲。

環境報告書全体の概要を記載するとともに、当該事業者の事業活動と環境問題への係わりがどのような状態にあるのか、さらに、どのような課題があり、どのように改善するのか等について図表等を用いて表現することは、読み手の理解を助けるために望ましいと考えられます。

【情報記載に当たっての留意点】

- (i) 環境負荷の実績とは、主要な環境パフォーマンス指標の総エネルギー投入量、総物質投入量、水資源投入量、温室効果ガス排出量、化学物質排出量及び移動量、総製商品販売量、廃棄物等総排出量及び廃棄物最終処分量、総排水量を言います。これらについては、利害関係者が適正な判断を行うことができるように主要な環境パフォーマンス指標に関する分析・検討内容、例えば環境パフォーマンス指標の著しい改善又は悪化の要因についての分析、環境パフォーマンス指標に重要な影響を与える可能性のある新技術や新設備の導入に係る情報等を具体的に、かつ、わかりやすく記載することが求められます。さらに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は環境報告書発行日現在において判断したものである旨を記載します。
- (ii) 事業活動における環境配慮の方針を踏まえた中長期の目標(事業活動における環境配慮の取組の到達点)と、当期(報告対象期間)及び次期対象期間の目標、目標の達成状況や改善すべき課題等を記載します。目標は、単なる努力目標ではなく、実際に達成すべき目標であり、可能な限り具体的、定量的かつ測定可能なものを記載するとともに、目標の達成状況に関する分析・検討内容、例えば、主要な目標を達成できないと判断した場合の経緯と要因についての分析、今後の取組方針や新たな目標に係る情報等を具体的に、かつ、わかりやすく記載することが求められます。
- (iii) これらの目標は、事業活動のライフサイクル全体を踏まえ、事業エリア内のものだけでなく、原材料・部材の購入、輸送、製品・サービスの使用・廃棄等の事業活動の上・下流までを対象とすることが望まれます。目標の設定に当たっては、循環型社会形成推進基本計画に掲げられている目標(例えば資源生産性、循環利用率等)等を踏まえて、それぞれの事業者が目標を設定することが期待されます。
- (iv) さらに、目標に対応した計画の概要、報告対象期間の環境負荷の実績及びその評価と改善策、負荷低減のための取組の状況、環境会計情報(事業活動における環境配慮の取組に要したコスト(環境保全コスト)及び経済的効果等)等の総括データも併せて記載します。その際、これら全体を一覧表形式等で記載することや、本章第2節「事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況」の対応ページを記載して、必要に応じてその内容を要約し再掲すると、よりわかりやすくなります。
- (v) 取組の進捗状況を明らかにするため、基準とした期(暦年又は年度等)の環境負荷の実績等も記載することが望まれます。
- (vi) 一方、環境報告書の記載項目は多岐にわたるため、当該事業者の事業活動と環境問題への関わりがどのようにあり、これに対してどのような事業活動における環境配慮の取組を行っているのかを理解することが難しくなる場合もあります。また、前回の環境報告書と比較して、当該環境報告書の対象期間において、どのような特徴的な取組があり、どのような成果が上がったのかをわかりやすく示すことも望まれます。

BI-5:<u>事業活動のマテリアルバランス(インプット、内部循環、アウトプット)</u> 現行

外部の利害関係者が、事業者の全体的な状況を適切に把握するためには、事業者が自らの事業活動に対して、全体としてどの程度の資源・エネルギーを投入し(事業活動へのインプット)、どの程度の環境負荷物質(廃棄物を含む)等を排出し、どの程度の製品を生産・販売したのか(事業活動からのアウトプット)を、マテリアルバランスの観点から整理し、公表することが望まれます。併せて、事業エリア内における循環的資源利用量(エネルギー、廃棄物、水資源等)も記載します。

なお、このマテリアルバランスは事業者の製造業的活動と非製造業的活動のいずれも対象としますが、アウトプットについては有形の製品と放出物・廃棄物のみを表現するものとします。無形のアウトプットであるサービスや役務等は、別途製品・サービスの環境負荷の状況及びその低減対策(MP-12)にて記載することとします。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

- ア.事業活動に伴う環境負荷の全体像<mark>(事業活動のマテリアルバランスについて可能な限り図表等を活用して、わかりやすく、かつ、簡潔に記載する)</mark>
- (2) 記載することが期待される情報・指標

(1)のほか、例えば次のような情報や指標を記載することが期待されます。

- ◆ 上記の図等に、可能な場合は環境に配慮したサプライチェーンマネジメントや 製品等のライフサイクル全体を踏まえた環境負荷を付け加える。
- (3) 環境上の課題と指標の意義 原則として、現行ERガイドライン「解説」を踏襲。

マテリアルバランスの整理、把握に当たっては、原則としてここに示す 10 <mark>種類のオペレーション指標(OPI)</mark>により、事業活動に伴うマテリアルバランスを、実績値が記載された図等でわかりやすく示すことが求められます。

さらに、事業活動に対する直接的なインプット・アウトプットだけでなく、事業工リア内における循環的資源利用量(エネルギー、廃棄物、水資源等)を把握・管理することが重要です。加えて、原材料の採取段階や、他の事業者から購入する原材料・部品等の生産段階等で発生する環境負荷、製品の使用・消費・廃棄段階で発生する環境負荷についても、ライフサイクル全体を踏まえて把握・評価することが重要です。

また、このような事業活動のマテリアルバランスや製品等のライフサイクル全体の 環境負荷を適切に整理、把握することは、事業者自身の事業活動における環境配慮の 取組を効果的・効率的に推進するためにも、さらには社会全体で地球温暖化対策を推 進するとともに、物質循環の確保し、持続可能な循環型社会を形成していくためにも 必要であると考えられます。

【情報記載に当たっての留意点】

(i) 事業活動への資源等に関するインプットの状況、事業活動からの製品及び商品等の提供又は廃棄物等の排出に関するアウトプットの状況、並びに事業エリア内におけるエネルギー、廃棄物、水資源等の循環的な利用に関する状況等(事業活動のマテリアルバランス)について可能な限り図表等を活用して、わかりやすく、かつ、簡潔に記載します。

【マテリアルバランスの視点から整理したオペーション指標(OPI)】

<mark>インプット</mark>

OP-1 総エネルギー投入量

- ・購入電力
- ・化石燃料
- ・新エネルギー

OP-2 総物質投入量

- ・循環資源
- ·枯渇性天然資源
- · 更新性天然資源
- ・化学物質

OP-3 水資源投入量

- ・上水
- ・工業用水
- ・地下水
- ・河川水

事業活動

【内部循環】

OP-4 循環的利用物質量等

OP-5 総製品生産量又は販売 量

アウトプット

(環境配慮分の内訳)

OP-6 温室効果ガス排出量

OP-7 SOx、NOx 排出量

OP-8 化学物質排出量・移動 量

OP-9 廃棄物等総排出量 及び棄物最終処分量

OP-10 総排水量

【指標算定に当たっての留意点<インプットの考え方>】

インプットの投入量は、事業エリア内への投入量として、購入量が想定されます。 在庫のない、電力、ガスは、投入量 = 購入量 = 使用量となりますが、燃料油や総物質、 水資源等の在庫(ストック)がある場合は購入量と使用量が異なります。在庫(ストック)がある場合、消費に伴うアウトプットの環境負荷物質と対応する投入量として は、期首在庫と期末在庫を考慮した使用量(= 期首在庫量 + 購入量 - 期末在庫量)に なります。したがって、在庫(ストック)がある場合の投入量は、使用量(払出量) を記載するのが望まれます。ただし、期首在庫と期末在庫との差異が小さい場合には、 投入量を購入量としても良いと考えます。

2 . <mark>「環境マネジメント等、環境経営に関する状況」</mark>を表わす情報・指標

環境報告書に記載することが望ましいと考えられる「環境マネジメント等、環境経営に関する状況」を表わす情報・指標(環境マネジメント指標:MPI)は以下の 12 項目です。本節では、それぞれの基本的な考え方や記載が望まれる具体的な情報・指標等について解説します。

(環境マネジメント指標:MPI)

MP-1:環境マネジメントの状況

MP-2:環境に関する規制の遵守状況

MP-3:環境会計情報

MP-4:環境に配慮した投融資の状況(新規)

MP-5: サプライチェーンマネジメント等の状況

MP-6:グリーン購入・調達の状況及びその推進方策

MP-7:環境に配慮した新技術、DfE 等の研究開発の状況

MP-8:輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策

MP-9:生物多様性の保全と持続可能な利用への対応(新規)

MP-10:環境コミュニケーションの状況

MP-11:環境に関する社会貢献活動の状況

MP-12:製品・サービスの環境負荷の状況及びその低減対策

MP-1:環境マネジメントの状況

<mark>(1)MP-1-1:</mark>事業活動における環境配慮の方針 *現行*

事業活動における環境配慮の取組を行うに当たって、事業活動における環境配慮の方針(事業活動における環境配慮の取組に関する基本的方針や考え方)を適切に定め、環境報告書に記載します。

事業活動における環境配慮の方針は、自らの事業活動に対応した具体的な内容で、経営責任者のコミットメントとの整合が図られていることが望まれます。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標

ア.事業活動における環境配慮の方針

(2) 記載することが期待される情報・指標

(1)のほか、例えば次のような情報や指標を記載することが期待されます。

- 環境配慮の方針の制定時期、制定方法、全体的な経営方針等との整合性及び位置付け、コーポレト・ガバナンスとの関連
- 事業活動における環境配慮の方針が意図する具体的内容、将来ビジョン、制定した背景等に関するわかりやすい説明
- 同意する(遵守する)環境に関する憲章、協定等の名称と内容

(3) 環境上の課題と情報・指標の意義 原則として、現行EPIガイドライン「解説」を踏襲。

事業活動における環境配慮の方針を記載するだけでなく、その説明資料として、事業特性等に応じて、どのような環境負荷があり、どのような事業活動における環境配慮の取組が必要か等、事業活動における環境配慮の方針を策定した背景や理由が記載されていることも重要です。

また、事業活動における環境配慮の方針は、事業活動のライフサイクル全体を踏まえ、 事業エリア内のものだけでなく、原材料・部材の購入、輸送、製品・サービスの使用・ 廃棄等の事業活動の上・下流までを対象とすることが必要です。

さらに、事業活動における環境配慮の方針は、我が国の環境基本計画及び循環型社会形成推進基本計画等を踏まえて作成することが期待されます。

なお、環境マネジメントシステムの国際規格 ISO14001 においても、環境マネジメントシステムの構築に当たり、環境方針を策定することが求められていますが、環境報告書の対象組織と、認証取得の対象組織が同一の場合は、ISO の環境方針と本ガイドラインの事業活動における環境配慮の方針は同じものであると考えられます。

【情報記載に当たっての留意点】

(i) 環境配慮の方針については、事業内容や製品・サービスの特性や規模、また事業活動に伴う重大な環境負荷等に対応して適切なものであることが必要です。

<mark>(2)MP-1-2</mark>:環境マネジメントシステムの状況 *現行*

環境マネジメントシステム(EMS)の構築状況、環境マネジメントの組織体制、環境マネジメント手法の概要、ISO14001 やエコアクション 21 等の認証取得状況、従業員教育、環境監査等の状況等を記載します。

また、今後の EMS の導入・構築の拡張計画や検討についても記載が望まれます。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

ア. 環境マネジメントシステムの状況

例えば、次のような情報や指標を記載することが期待されます。

- ・全社的な環境マネジメントの組織体制の状況(環境管理に対する内部統制システムの整備状況、それぞれの責任、権限、組織の説明を含む)及びその組織・体制図
- ・環境に関するリスク管理体制の整備状況
- ・全社的な環境マネジメントシステムの構築及び運用状況(システムの説明を含む)
- ・環境マネジメントシステム構築事業所の数、割合、ならびに今後のEMSの導入・ 構築の拡張計画や検討状況
- ・ISO14001及びエコアクション21等の外部認証(自己適合宣言がある場合には、 その旨を記載する)を取得している場合には、取得している事業所等の数、割 合(全従業員数に対する認証取得事業所等の従業員の割合等)、認証取得時期
- ・環境保全に関する従業員教育、訓練の実施状況
- ・想定される緊急事態の内容と緊急時対応の状況
- ・環境影響の監視、測定の実施状況
- ・環境マネジメントシステムの監査の基準、実施状況(内部監査・外部審査)
- の回数)、監査結果及びその対応方法等
- 環境マネジメントシステムの全体像を示すフロー図
- ・環境保全に関する従業員教育、訓練の実施状況の定量的情報(研修実施回数、 教育等を受けた従業員の数、割合、従業員1人当たりの年間平均教育時間数等)
- ・事業活動における環境配慮の取組成果の社員等の業績評価への反映
- ・社内での表彰制度等

(2) 環境上の課題と情報・指標の意義 原則として、現行ERガイドライン「解説」を踏襲。

事業者が自らの環境パフォーマンスを向上させていくためには、その基盤とも言うべき環境マネジメントシステム(EMS)を適切に構築し、運用しなければなりません。この環境マネジメントシステムがどのように構築され、どのように運用されているかは、環境報告書に記載すべき重要な情報です。また、今後のEMSの導入・構築の拡張計画や検討状況は報告範囲や環境負荷データの収集範囲とも関係するため、その記載も望まれます。

なお、環境マネジメントシステムの構築・運用状況は、それぞれの事業者の形態や

規模等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じたシステムの状況を具体的に記載することが望まれます。

MP-2:環境に関する規制の遵守状況 現行

環境に関する規制の遵守状況、違反、罰金、事故、苦情等の状況、ならびにそれらへの対応・改善状況を記載します。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

ア. 環境に関する規制の遵守状況

例えば、次のような情報や指標を記載することが考えられます。

- ・事業活動との関係が強い重要な法規制等を遵守していることの確認方法(定期 又は不定期の内部チェックの体制の内容)
- ・少なくとも過去3年以内の重要な法規制等の違反の有無(重要な法規制違反、 基準超過等につき規制当局から指導、勧告、命令、処分を受けた場合には、そ の内容、改善の現状、再発防止に向けた取組の状況、そうした事項がない場合 には、それを確認する方策や仕組みとともに
- ・環境規制を上回る自主基準等を設定している場合は、その方針等
- ・環境ラベル、環境広告、製品環境情報等における違反表示、誤表示等の状況
- ・環境に関する罰金、科料等の金額及び件数
- ・環境関連の訴訟を行っている又は受けている場合は、その内容及び対応状況
- ・環境に関する苦情や利害関係者からの要求等の内容及び件数(騒音及び振動、 悪臭等に対する苦情等の状況を含む)
- ・上記のような法令違反、事故、事件、苦情等があった場合、それらへの具体的 な対応状況・改善方策等(経営レベルを含む)

(2) 環境上の課題と情報・指標の意義 原則として、現行EPIガイドライン「解説」を踏襲。

事業者が事業活動における環境配慮の取組を行い、社会の信頼を勝ち得ていくためには、環境コミュニケーション等を積極的に行っていくと同時に、環境に関する法令、条例等の規制を遵守し、また、自社に不利な情報も含めて、その情報を適切に開示していく必要があります。特に、様々な法令等の遵守状況や、違反や事故、苦情等の情報は環境報告書に記載すべき重要な情報であり、社会からの信頼を得ていくためにも重要です。

また、特有の法的規制、取引慣行、経営方針及び重要な訴訟事件等の発生等、利害関係者の判断に重大な影響を及ぼす可能性のある事項がある場合、具体的にわかりやすく、かつ簡潔にその内容を記載することが望まれます。そうした事項がない場合には、単に事実がないというだけではなく、それを確認する組織的な方策や仕組みとともに、その旨を記載します。

さらに、上記のような法令違反、事故、事件、苦情等が実際にあった場合、それらへの具体的な対応状況・改善方策等(経営レベルを含む)を記載することは、事業者あるいは経営者としての誠実さの表れと評価されます。

なお、環境に関する規制の内容は、それぞれの業種や企業規模あるいは事業の海外

展開等により異なりますが、それぞれの特性に応じた規制の状況とその遵守の状況を 具体的に記載することが望まれます。

実務上の留意点として、環境計量事業者に測定を依頼する場合は、環境管理担当以 外の部局が測定の依頼や計量証明書の管理を行うことが望まれます。

MP-3:環境会計情報 現行

環境省「環境会計ガイドライン(2005年版)」に示された考え方を参考にして、 事業活動における環境保全コストと、その活動により得られた環境保全効果及び環 境保全対策に伴う経済効果を総括的に記載します。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

- ア. 環境保全コスト
- 1. 環境保全効果
- ウ.環境保全対策に伴う経済効果

(2) 環境上の課題と情報・指標の意義 原則として、現行EPIガイドライン「解説」を踏襲。

事業者が事業活動における環境配慮の取組を行っていく上で、環境保全コストを管理し、環境保全対策の費用対効果を分析することにより、適切な経営判断を通じて効率的かつ効果的な事業活動における環境配慮の取組を推進することが重要です。また、環境会計情報やその導入目的・利用方法等を公表することは、利害関係者が事業者の事業活動における環境配慮の取組状況をバランスよく理解し、評価するための有効な手段となります。

こうした意味で、環境会計が多くの事業者によって導入されるとともに、集計された定量的な情報が、わかりやすく総括的に整理されて環境報告書に適切に記載され、公表されることが望まれます。

公表に当たっては、「環境会計ガイドライン(2005年版)」に示す公表用フォーマット等を用いることにより、環境会計情報を総括的に開示することができます。

(参考)環境会計ガイドライン 2005 年度版

URL: http://www.env.go.jp/policy/kaikei/guide2005.html 経済産業省「環境管理会計手法ワークブック」 http://www.meti.go.jp/policy/eco_business/sonota/policy1-01.html

MP-4:環境に配慮した投融資の状況(新規)

環境配慮促進法(第4条)では、事業者に対して投資その他の行為をするにあたっては、環境情報を勘案して行うように努めることを定めています。環境報告書には、環境に配慮した資金の流れの状況について記載します。

また、年金基金の運用等、通常の事業活動における投資・融資とは異なる、一般的な投資家としての行動においても、環境に配慮して行うことが期待されます。排出量取引等新しい投資・融資活動と併せて状況を示すことが期待されます。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 新規

- ア.投資・融資に当たっての環境配慮の方針、目標、計画等
- 投資・融資に当たっての環境配慮の取組状況、実績等

(2) 記載することが期待される情報・指標

(1)のほか、例えば次のような情報や指標を記載することが期待されます。

- 金融機関等から受けた環境関連の投資や融資の状況
- カーボンファンド等排出権取引の状況
- 資金運用や企業年金におけるSRI運用額 等

(注)金融機関の環境に配慮した融資あるいは投資ファンド等の金融商品は「MP-12:製品・サービスの環境負荷の状況及びその低減対策」に該当する。

(3) 環境上の課題と情報・指標の意義 新規

金融機関以外の事業者についても、その保有する資金の活用に当たって環境配慮を行うことが期待されます。特に、取引先や買収対象等他の主体に対して投資・融資を行うに際しては、環境に配慮することが環境配慮法において求められています。

一方、年金基金等の事業に直接関連しない資金については、国内においても資本市場の大きな部分を占める機関投資家として中長期的な投資・融資を行っていることから、環境に配慮した投資・融資を行うことが強く期待されます。(MP-12 参照)

MP-5:サプライチェーンマネジメント等の状況 現行

取引先に対して、事業活動における環境配慮の取組に関し、どのような要求や依頼をしているのか、それをどのようにマネジメントしているのか等、環境等に配慮したサプライチェーンマネジメントの状況は、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

ここでは環境等に配慮したサプライチェーンマネジメントに関する方針、基準、計画、実績等の概要を記載します。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

- P.環境等に配慮したサプライチェーンマネジメントの方針、目標、計画等
- イ.環境等に配慮したサプライチェーンマネジメントの取組状況、実績等

(2) 記載することが期待される情報・指標

(1)のほか、例えば次のような情報や指標を記載することが期待されます。

- 調達量全体に対する環境等に配慮した調達量の割合
- 川上から川下への化学物質有害性情報等の環境情報の伝達方針及び取組状況

(3) 環境上の課題と情報・指標の意義 原則として、現行ERガイドライン「解説」を踏襲。

事業活動における環境配慮の取組は、自らの直接的な事業活動の範囲だけにとどまるものではなく、原材料の調達、部品・部材の調達、製品等の購入、輸送、廃棄物処理等、様々な取引先をも視野に入れる必要があります。このような幅広い取引先と協働して、サプライチェーンのグリーン化を推進していくことが求められています。

また、ISO14001及びエコアクション21等の認証登録制度をサプライチェーンマネジメントにおいて活用していくことも有効な方策であると考えられます。

なお、環境に配慮したサプライチェーンマネジメントの状況は、それぞれの事業者の形態や規模等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じた状況を 具体的に記載することが望まれます。

最近では、海外からの素材・部品等の調達あるいは海外現地での操業を背景として、環境だけでなく労働条件や人権問題、汚職問題等の社会面への視点も広がってきており、社会性からもサプライチェーンマネジメントを考えていくことが期待されています。

MP-6:グリーン購入・調達の状況及びその推進方策 現行 23

環境への負荷を極力少なくし、資源・エネルギーの循環的利用を促進していくためには、自らの事業エリア内における取組のみならず、製品、原材料・部品・サービス(以下、製品・サービス等という。)の購入先、いわゆる事業エリアの上流側での取組を積極的に働きかけていくことが必要であり、そのための重要な手法として、環境負荷低減に資する製品・サービス等の優先的購入(グリーン購入・調達)があります。

このグリーン購入・調達がどのように行われ、どの程度成果を上げているか、さらに今後の目標や拡張計画を環境報告書に記載します。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

ア.グリーン購入・調達の方針、目標、計画等 イ.グリーン購入・調達の取組状況、実績等

(2) 記載することが期待される情報・指標

(1)のほか、例えば次のような情報や指標を記載することが期待されます。

- 環境配慮型製品・サービス等の購入・調達量又は金額
- 低公害車、低燃費車の導入台数及び保有台数
- 購入・調達量全体に対する環境等に配慮したグリーン購入・調達量の割合

(3) 環境上の課題と情報・指標の意義 原則として、現行ERガイドライン「解説」を踏襲。

業種、規模等によって購入<mark>・調達</mark>する製品・サービス等は千差万別であるため、それぞれの製品・サービス等の特性に応じたグリーン購入の状況(グリーン購入の割合を含む)を具体的に記載することが望まれます。

なお、建設業等、施主等の依頼により土木・建築工事、機械設備の製造等を行う事業者にあっては、可能な範囲で自らの直接的な使用等に用いる資源のグリーン購入と、請負等により使用する資源等のグリーン調達に分けて記載することが望まれます。

例えば、環境への配慮から、グリーン購入法における木材の合法性が証明された森林認証紙を積極的に購入する企業が増えてきています。森林認証は持続可能な森林経営の基準に従って森林経営が行われていることを評価・認証する制度ですが、このような制度による商品の購入状況についても記載することが期待されます。

MP-7:環境に配慮した新技術<mark>、DfE</mark> 等の研究開発の状況 *現行*

環境に配慮した生産技術、工法等に関する研究開発の状況、製品・サービスの環境適合設計(DfE)等の研究開発の状況、環境に配慮した販売、営業方法の工夫、ビジネスモデル等を記載します。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

- ア.環境に配慮した生産技術、工法、<mark>DfE</mark>等の研究開発に関する方針、目標、計画 等
- イ.環境に配慮した生産技術、工法、DfE等の研究開発に関する取組状況、実施等

(2) 記載することが期待される情報・指標

(1)のほかに、例えば次のような情報や指標を記載することが期待されます。

- 環境に配慮した生産技術、工法等に関する研究開発の状況
- 製品・サービスの環境適合設計(DfE)等の研究開発の状況
- LCA (ライフサイクルアセスメント)手法を用いた研究開発の状況
- 環境に配慮した販売、営業方法の工夫、ビジネスモデル等
- 環境適合設計 (DfE) 等の研究開発に充当した研究開発資金

(3) 環境上の課題と情報・指標の意義 原則として、現行ERガイドライン「解説」を踏襲。

事業活動における環境配慮の取組を行っていくためには、環境に配慮した生産方法や工法、環境に配慮した製品・サービスの開発・設計(環境適合設計(DfE))等の研究開発、環境に配慮した販売、営業方法の工夫、さらには環境配慮型のビジネスモデルの開発等に積極的に取り組んでいくことが必要です。これらの研究開発が、将来の環境パフォーマンスの向上、さらには自社のエコビジネスの進展等につながっていくと考えられます。

この事業活動における環境配慮の取組に関する研究開発がどのように行われ、どの程度成果を上げているか、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

なお、事業活動における環境配慮の取組に関する研究開発の状況は、それぞれの業種や規模等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じた状況を具体的に記載することが望まれます。

MP-8:輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策 現行 22

我が国の二酸化炭素(CO₂)の排出量のうち、運輸部門からの排出は年々増加しており、原材料等を購入先から搬入するためや、製品・サービス、廃棄物等を搬出するための輸送又は旅客の輸送に伴う環境負荷の状況及びその低減対策を記載します。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

- (1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。
 - 7.環境に配慮した輸送に関する方針、目標、計画等
 - イ. 総輸送量及びその低減対策

 に関する取組状況、実績等
 - り.輸送に伴うCO₂排出量及びその低減対策に関する取組状況、実績等
- (2) 記載することが期待される情報・指標

(1)のほか、例えば次のような情報や指標を記載することが期待されます。

- 輸送に伴う梱包材等の再利用量(率)と廃棄量
- (3) 環境上の課題と情報・指標の意義 原則として、現行ERガイドライン「解説」を踏襲。

2001年度においては、1990年度比22.8%増となっており、全体の排出量の22.0%を占めています。また、自動車輸送の増加及び集中に伴い、都市部の大気汚染は深刻化してきています。この輸送に伴うCO₂及び大気汚染物質の排出を削減していくためには、鉄道・船舶輸送への切り替え等のモーダルシフトの推進や、集配拠点の再編、渋滞等を勘案した輸送効率の高いルートの選択、共同輸配送や帰り荷確保等の輸送効率の向上とともに、輸送量そのものを極力削減していくことが必要です。

事業者は自らの部品や製品を運ぶ場合には、自家用トラックを使うか、運送業者の営業用トラックを使うことになりますが、いずれにしても「荷主責任」として温室効果ガスやSOx、NOxの排出あるいは輸送用梱包材等の廃棄物発生を抑制・低減するべく努力しなければなりません。

平成18年4月から施行された改正省エネ法では、一定規模以上の貨物輸送事業者、旅客輸送事業者、荷主に省エネルギー計画策定とエネルギー使用量報告が義務付けられました。輸送活動に携わるそれぞれの主体に、エネルギー資源の有効利用を図るとともに、輸送に伴う二酸化炭素の発生をより一層抑制することが求められています。

【指標算定に当たっての留意点】 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

- (i) 環境に配慮した輸送としては、総輸送量と輸送に伴う CO2の排出量が主要な指標となります。 総輸送量は、自社輸送及び製品・サービスに伴う外注分(委託等)の輸送について、その輸送手段毎(自動車、船舶、鉄道、航空機等)に合算し、トンキロ(t×km)又は人キロ(人×km)単位で記載します。
- (ii) 輸送に伴う CO₂の排出量は、「地球温暖化対策推進法施行令」に規定する範囲で、

- 燃料の使用量を把握し、排出係数を用いて算定し、 t-CO2単位で記載します。
- (iii) これらの製品・サービスに伴う外注分(委託分)については、正確な把握、算定が困難ですが、可能な限りこれを把握することが望まれます。ただし把握が難しい場合は、主要な製品についてのみ算定する、一定のシミュレーションモデル等により推計すること等もできますが、その根拠を明示する必要があります。
- (iv) 原材料、燃料等の購入に伴う輸送については、専用又はチャーター等の輸送手段により、他の一般貨物等と混載されないで納入される場合は、これを別途記載することが望まれます。さらに、自社輸送と外注分の別、輸送手段毎の内訳等を公表することが望まれます。全体としては、「荷主責任」ということができます。
- (v) また、共同輸配送や帰り荷確保等による輸送効率(単位:% {[輸送トンキロ(t×km)]/[能力トンキロ(t×km)]又は[輸送人キロ(人×km)]/[能力人キロ(人×km)]})の向上も、CO2や大気汚染物質の排出削減に資するものであり、併せて把握・公表することが適切です。

MP-9:生物多様性の保全と持続可能な利用への対応(新規)

生物多様性条約(日本は平成5年、1993年 締結)と新・生物多様性国家戦略(平成14年決定)の精神に鑑み、程・生態系の保全、生物種の絶滅の防止と回復、生物多様性の持続可能な利用を達成するために、あらゆる事業者が主体的に活動を行い、その方針、目標、実績等を記載します。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 新規

- ア.生物多様性の保全に関する方針、目標、計画等
- 1.生物多様性の保全に関する取組状況、実績等

生物多様性の保全に関しては、例えば次のような情報や指標を記載することが期待されます。

- ・事業活動に伴う生物多様性と生態系や野生生物への主要な影響とその評価(原材料調達における影響が大きい業種の場合には、そのプロセスにおける影響も含む)
- ・事業活動によって発生し得る生物多様性への影響を回避ないしは軽減するための取組(生物多様性が豊か、あるいは保護する価値が高い地域に保全目的で所有、賃借、管理している土地()がある場合はその面積とその保全状況等)
- ・所有、賃借、あるいは管理する土地における生物多様性の保全に関する情報

国立公園、国定公園、地方自治体の指定した保護区域、世界遺産条約やラムサール条約など国際条約による指定地域、希少な野生生物の生息・生育地、学術団体、自然保護団体等が保護価値が高いと指定した地域(バードライフのIBA (= Important Bird Area)など)などが相当します。

(2) 記載することが期待される情報・指標

(1)のほか、例えば次のような情報や指標を記載することが期待されます。

- ・生産あるいは原材料調達の過程において生物多様性へ与える影響を軽減しその 持続可能な利用のためのするように配慮がなされた製品やサービス(FSC、MSCな どの認証を受けたもの、自己基準によるもの)と、それが全製品および全サービ スに占める割合
- ・海や河川湖沼などの水利用(主に熱交換として)における温排水・冷排水の量、 利用量、平均温度差
- <mark>・生態系の</mark>保全・再生保護と回復のために積極的に行うプログラムおよび目標
- ・(社)日本農林規格協会による有機農産物の利用方針や取組状況等

(3) 環境上の課題と情報・指標の意義 新規

開発や原料調達をはじめ、事業活動は直接的、間接的に生物多様性に大きな影響を

与えています。生物多様性およびその重要な構成要素の一つである生態系は、生物・遺伝資源の源泉としての利用価値や、物質循環、気象の調節、文化の源泉などの生態系サービスをもたらしており、私たち人類の生活と事業活動が大きく依存しているものです。が、それがゆえに過剰な利用やをしたり、開発するなどしてによる生態系の破壊は、もしています。しかしこれは当然、私たち人類の生活や事業活動を持続不可能にすることにつながる可能性があるためなりますので、十分な配慮を払うことが必要です。

その一方で、生物多様性への配慮を経営システムの中に統合することは、長期的な 観点から、リスクの低減、持続可能な企業経営の安定化にも資するものであることを 認識する必要があります。

具体的には、生物多様性を減少させている以下のような主要な原因について、組織内の主要な事業所(活動)はもちろん、その影響が及び得るバリューチェーンの上流、下流の双方においてより広い範囲で配慮をすることが望まれます。

- 過度の捕獲・採集など生物多様性に影響を与える方法で生産された原料の利用
 乱獲(原料レジャーのための過度の採集など)
- ◆ 生息・生育域の開発(事業所や施設の設置など行為や環境の変化など)や活動 (レジャーなど)
- 外来生物種の移入(原材料などにする生物の野生化、無計画な緑化、寄生虫・ 病気・遺伝子組換え生物の移入など)
- ◆ 生息・生育環境の変化(化学物質や肥料等による生息環境の汚染、気候変動など地球規模の変化など)

また、生物多様性や生態系のを適切に保全・持続可能な利用を確保するためには、専門的な知見が不可欠であることから、研究者や専門性の高い NGO、NPO など、社外の専門家との連携や、IUCNの「ビジネスと生物多様性」(日本語版は生物多様性JAPAN発行)などの企業向けのガイダンスの活用等も有効と考えられます強く望まれます。

MP-10:環境コミュニケーションの状況 *現行*

環境コミュニケーション等の取組がどのように行われ、どの程度成果を上げているかは、環境報告書に記載すべき重要な情報です。ここでは環境報告書、環境ラベル等による環境情報開示及び利害関係者との環境コミュニケーションの実施状況等を記載します。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

ア.環境コミュニケーションに関する方針、目標、計画等 イ.環境コミュニケーションに関する取組状況、実績等

(2) 記載することが期待される情報・指標

(1)のほか、例えば次のような情報や指標を記載することが期待されます。

- 環境報告書、環境ラベル等による環境情報開示の状況
- 主要な利害関係者との環境コミュニケーション等の状況(例えば調査の実施、 地域住民との懇談会、定期的な訪問や報告、取引先との懇談会、ステークホル ダー・ダイアログ、ニュースレター、ステークホルダー利害関係者 からの問い 合わせへの対応等によるコミュニケーションの状況と種別ごとの回数)
- 環境報告書又はサイト単位の環境レポートを発行している事業所の状況
- 環境関連展示会等への出展の状況
- 環境関連広告・宣伝の方針及び状況

(3) 環境上の課題と情報・指標の意義 原則として、現行ERガイドライン「解説」を踏襲。

事業者が事業活動における環境配慮の取組を行うことにより、社会の信頼を勝ち得ていくためには、社会的説明責任及び利害関係者に有用な情報を提供する必要性等の観点から、自ら環境に関する情報を開示し、積極的に環境コミュニケーションを図っていく必要があります。特に、環境報告書の作成・公表の取組や、環境ラベルや環境広告等により、環境に関する情報を積極的に利害関係者等に伝えていく取組は、事業者が当然果たすべき責務の一つであると言えます。

併せて、利害関係者からの問い合せの状況やその対応内容等についても記載されていると、よりわかりやすいと考えられます。また、環境コミュニケーションの実績だけでなく、これを実施した効果や、それらをどのように活用しているかを記載することも望まれます。

なお、環境報告書、環境ラベル等による環境情報の開示状況及び利害関係者との環境コミュニケーション及びパートナーシップの実施状況は、それぞれの業種や規模等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じた環境コミュニケーション等の状況を具体的に記載することが望まれます。

ISO(国際標準化機構)では環境ラベルに関する規格 ISO14020 シリーズで、環境ラベルの一般原則と環境ラベルの3つのタイプを基準化しています。この規格は国内でも JIS 基準となっています。環境ラベルはこの基準に従って運用する必要があります。

また、ISO では「組織の環境コミュニケーションに関する指針」ISO14063 があり、さまざまな環境コミュニケーションの手段が基準化されています。ISO14063 については序章「4.既存ガイドライン等との関係」を参照してください。

MP-11:環境に関する社会貢献活動の状況 現行

環境保全に関して、事業者が自ら実施する取組、従業員がボランタリーに実施する取組等の社会貢献活動の状況を記載します。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

ア.環境に関する社会貢献活動の方針、目標、計画等

1.環境に関する社会貢献活動や取組状況、実績等

例えば、次のような情報や指標を記載することが期待されます。

- ・従業員の有給ボランティア活動の状況
- ・加盟又は支援する環境保全に関する団体(NPO、業界団体等)
- ・環境保全を進めるNPO、業界団体への支援状況、支援額、物資援助額等
- ・地域社会に提供された環境教育プログラムの状況
- ・地域社会と協力して実施した環境・社会的活動の状況
- ・利害関係者と協力して実施した、上記以外の活動の状況
- ・環境保全活動に関する表彰の状況
- ・緑化、植林、自然修復等の状況

(2) 環境上の課題と情報・指標の意義 原則として、現行ERガイドライン「解説」を踏襲。

事業者が事業活動における環境配慮の取組を行うと同時に、他の様々なセクターと協働し、パートナーシップを築きながら、持続可能な循環型社会の構築に取り組んでいくことが望まれます。その具体的な活動の一つとして、事業者や従業員が自ら行う環境社会貢献活動、環境NPOへの支援、業界団体等での取組等があり、このような社会貢献活動を積極的、自主的に行っていくことが必要です。

この環境に関する社会貢献活動をどのように実施しているかは、環境報告書に記載することが望まれる重要な情報です。

なお、環境に関する社会貢献活動の状況は、それぞれの業種や規模、それぞれの考え方等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じた社会貢献活動の状況を具体的に記載することが望まれます。

MP-12:製品・サービスの環境負荷の状況及びその低減対策 現行 24

事業者が自ら生産・販売する製品・サービス等に伴う環境負荷を削減していくことは、事業者にとって最も重要な使命の一つであり、持続可能な環境保全型社会、循環型社会を構築していく上で必要不可欠な取組であると言えます。

したがって、事業者が環境負荷低減に資する製品・サービス<mark>(無形の機能・役務を</mark> 含む)等の生産・販売に<mark>積極的に取り組んでいる状況</mark>を環境報告書に記載します。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

ア.環境負荷低減に資する製品・サービス等に対する方針、目標、計画 イ.環境負荷低減に資する製品・サービス等に対する取組状況、実績等

例えば、次のような情報や指標を記載することが期待されます。

- ・環境負荷低減に資する製品・サービス等の生産量又は販売量及び全体に占める 割合、それによる環境保全効果の状況
- ・省エネルギー基準適合製品数
- ・解体、リサイクル、再使用又は省資源に配慮した設計がされた製品数
- ・主要製品のライフサイクル全体からの環境負荷の分析評価(LCA)の結果
- ・製品群毎のエネルギー消費効率
- ・製品の使用に伴うCO₂排出総量(当年出荷製品全体の推計及び主要製品のCO₂排 出係数)
- ・製品群毎の再使用・再生利用可能部分の比率
- ・使用済み製品、容器・包装の回収量
- ・回収した使用済み製品、容器・包装の再使用量、再生利用量、熱回収量及び各々 の率
- ・環境コンサルテーションの状況(環境ISO導入・審査、環境報告書作成・レビュー、環境会計の導入・運営、環境特許、温暖化ガス検証、温暖化ガス排出量取引、省エネコンサルタント、環境デューデリジェンス等)
- ・環境情報サービス・環境教育の状況(環境アセスメント、環境情報データベース、環境評価・格付、環境広告、環境セミナー・実習、環境教育ソフト開発、エコツーリズム等)
- ・静脈物流・流通の状況(環境装置リース、家電レンタル、廃棄物の輸送、4R 事業等)
- ・環境関連金融の状況(環境保全事業融資・信託、エコファンド、環境賠償責任 保険等)
- ・サービサイジング(本質的に、モノの価値はその機能にある。環境負荷からみても自己所有ではメンテナンスや廃棄・最終処分は自己責任となり、外部に任せた方が確実で楽である。今後は、所有から利用への流れのなかで、「リース」や「レンタル」が環境ビジネスの一つのキーワードとなろう。)

(2) 環境上の課題と情報・指標の意義 原則として、現行ERガイドライン「解説」を踏襲。

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法及び自動車リサイクル法等においては、 自らが生産・販売した製品等の回収やリサイクル等が求められており、いわゆる拡大 生産者責任への対応が必要となってきています。さらに、事業者自身の環境経営、特 にエコビジネスの推進という観点からも、製品・サービスの環境負荷削減は必須の取 組であると言えます。

事業者が生産・販売する環境負荷低減に資する製品・サービス等の種類は多岐に渡り、その状況はそれぞれの業種、規模等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じた取組状況を OP-5 の総製品生産量又は総商品販売量に対する割合や、それによる環境保全効果(推計を含む)の概要等を具体的に記載することが望まれます。

とりわけ、銀行、証券、保険等の金融機関、流通・小売業、運送業、商社等においては、直接的な生産活動を行っていない場合が多いことから、自らのサービスに係る環境配慮の取組について、その業種特性に応じた記述の工夫が求められます。例えば、金融機関等においては、投融資に当たっての環境配慮について記載することが望まれます。最近では、環境関連融資を通じて融資先の事業者が実際に達成した環境負荷削減の効果を定量的に評価する金融機関も見受けられます。

上述のとおり、様々な環境負荷を大幅に低減するためには、素材・部品・製品等の製造段階での取組だけでは不十分であり、その上流側(企画・開発、設計、調達等の段階)や下流側(輸送、販売、使用・利用、あるいは廃棄・回収等の段階)を含めた、あらゆる製品・サービスのライフサイクルにおける環境負荷低減の取組が必要です。これを事業者からみると、提供する製品・サービスの環境負荷を低減することが市場から求められているわけで、商品市場のグリーン化と言うことができます。

これは多様な領域・分野において環境ビジネスが可能なことを物語っていますが、近年では実際に製品以外の様々な技術・ソフト・サービス系の環境ビジネスが隆盛を見せています。これらは全般的に新しい環境ビジネスであり、環境 ISO の導入や環境報告書の作成支援、環境会計のコンサルティングや環境情報サービス、環境格付等があげられます。温室効果ガスの排出量検証や排出量取引あるいは CDM の有効性審査等も直接的な環境負荷低減のためのサービスです。

また、環境装置リースや家電レンタル、廃棄物の広域輸送や有害物回収事業等の"静脈物流"、詰替え・量り売りや中古品再生販売、家電修理等の 4R事業(リデュース、リユース、リサイクル、リペア)やサービサイジングの取組も、直接・間接を問わず循環型社会形成に貢献するものです。さらにエコツーリズムは人々の環境意識の向上に資するものですし、学校法人の環境教育は環境意識の高い人材を育成するものです。このように環境配慮型のサービス・役務等のビジネスモデルには際限がないと言っても過言ではありません。

【指標算定に当たっての留意点】 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

(i) 金融機関等による環境配慮型の金融商品としては、損害保険会社による土壌汚染に対する環境賠償責任保険、銀行の環境保全事業に対する優遇金利、エコファンド(環境にも配慮した投資信託)等があります。

3.「事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況」を表わす情報・指標

環境報告書に記載することが望ましいと考えられる「事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況」を表わす情報・指標(オペレーション指標:OPI)は以下の 10 項目です。本節では、それぞれの基本的な考え方や記載が望まれる具体的な情報・指標等について解説します。

(オペレーション指標: OPI)

【インプット】

OP-1:総エネルギー投入量及びその低減対策(環境配慮分の内訳)

OP-2:総物質投入量及びその低減対策(環境配慮分の内訳)

OP-3:水資源投入量及びその低減対策(環境配慮分の内訳)

【内部循環】

OP-4:循環的利用の物質量等(新規)

【アウトプット】

(製品)

OP-5:総製品生産量又は総商品販売量

OP-5-1:環境配慮分の内訳

(排出物・放出物)

OP-6: 温室効果ガスの大気への排出量及びその低減対策

OP-7:大気汚染及び生活環境に係る負荷量の低減対策

OP-8: 化学物質の排出量・移動量及びその低減対策

OP-9:廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策

OP-10:総排水量及びその低減対策

OP-1:総エネルギー投入量及びその低減対策 現行

石油、天然ガス、石炭等の化石燃料の使用に伴い、地球温暖化の原因となる二酸化炭素が排出されます。このため総エネルギー投入量及び内訳と、その低減対策、さらにエネルギー生産性及び事業エリア内で事業者が自ら行った自家発電量等を環境報告書に記載します。併せて、環境配慮分として循環的資源利用によるエネルギー利用量等も記載します。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

ア.総エネルギー投入量の低減対策に関する方針、目標、計画等 イ.総エネルギー投入量の低減対策に関する取組状況、実績等

- ウ. 総エネルギー投入量(ジュール)
- I. 総エネルギー投入量の内訳<mark>(種類別使用量)</mark>(ジュール)
 - ・購入電力(購入した新エネルギーを除く)
 - ・化石燃料(石油、天然ガス、LPG、石炭等)
 - ・新エネルギー*1<mark>(環境配慮分の内訳)</mark>
 - ・その他 (購入熱等)

(2) 記載することが期待される情報・指標

(1)のほか、例えば次のような情報や指標を記載することが期待されます。

- 熱循環型の自家発電の状況及びその拡大策と将来計画・目標
- エネルギー自給量・回収量のエネルギー源別内訳 (ジュール又はその他の単位)
- 化石燃料
- 新エネルギー
- コジェネレーション
- その他
- <mark>● エネルギー生産性、エネルギー利用効率及びその向上対策</mark>

(3) 環境上の課題と指標の意義 原則として、現行ERガイドライン「解説」を踏襲。

わが国では、化石燃料の使用による二酸化炭素の排出量が、総二酸化炭素排出量の約9割を占めています。地球温暖化の防止に向けては、総エネルギー投入量を削減するとともに、太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等を含む新エネルギーの一層の導入を促進する等、より二酸化炭素排出の少ないエネルギーへの転換が必要になっています。

このため、総エネルギー投入量を把握・管理することとします。併せて、環境配慮 分を含む投入エネルギーの内訳を把握することも重要です。 現行 EPI ガイドラインより

また、最近では事業所内で使用するエネルギー源として事業所内の余剰エネルギーないし回収せずに放出していた熱源を有効利用する動きが顕著となってきています。また事業所内で様々な未利用のエネルギー源を用いて自家発電を行い自ら利用すると同時に電力会社へ売電するところも出てきています。このように外部からの買電とは別に自家発電等もエネルギー使用量の低減につながることが期待されます。

【指標算定に当たっての留意点】 原則として、現行EPIガイドラインを踏襲する。23頁

- (i) 総エネルギー投入量は、電気及び各燃料等の使用量をそれぞれ把握し、資源エネルギー庁の定める「エネルギー源別発熱量表 (平成 13 年 3 月 30 日改訂)」により 算出します。
- (ii) 購入電力量(kWh)を発熱量(J)に換算する場合の換算係数は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(平成 14 年 12 月 27 日改正)」に基づき、火力発電所の熱効率から求めた値である 9,830(kJ/kWh)を用いることとします。
- (iii) 総エネルギー投入量と併せて、電気及び燃料等の使用量の内訳も把握することが 望まれます。
- (iv) 総エネルギー投入量には、直接行う輸送等に係る燃料消費量は含めますが、外部 に委託した製品等の輸送に伴う燃料消費量は別に把握することとして、含めません。
- (v) 製品の製造において原材料等として投入される石油、石炭等は、総物質投入量として把握します。
- (vi) 投入したエネルギー量の内訳については、それぞれのエネルギー源に応じた適切 な単位で把握しても構いません。
- (vii) 購入した新エネルギー(風力発電電力等)は、購入電力には含めず、新エネルギーの内数として把握します。
- (viii) 余剰電力の売電量については、購入電力量と相殺することができます。又は、その発電のために要した化石燃料の量を算出し、化石燃料投入量から差し引くこともできます。ただし、発電のために要した燃料が購入電力の発電のために要した燃料と異なる場合には、購入電力と相殺せず、別途把握し併記することが望まれます。

OP-2:総物質投入量及びその低減対策 現行

自然界からの資源(天然資源)の採取量は年々増加しており、この資源を、枯渇性のものから再生可能なものへ質の転換を図りつつ、枯渇性天然資源の消費を抑制するとともに、使用済みの資源の循環的な利用(再使用、再生利用、熱回収)を進めながら、総物質投入量を低減することが、持続可能な社会の形成の観点から必要になります。

このため、総物質投入量及び内訳とその低減対策、さらに資源生産性及び循環利用率を環境報告書に記載します。併せて、環境配慮分として再生可能資源や循環的資源利用の量も記載します。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

- ア.総物質投入量(又は主要な原材料等の購入量、容器包装を含む)の低減対策に 関する方針、目標、計画等
- イ.総物質投入量(又は主要な原材料等の購入量、容器包装を含む)の低減対策に 関する取組状況、実績等
- り.総物質投入量(又は主要な原材料等の購入量、容器包装を含む)(トン)
- I.総物質投入量(又は主要な原材料等の購入量、容器包装を含む)の内訳(トン)

(2) 記載することが期待される情報・指標

(1)のほか、例えば次のような情報や指標を記載することが期待されます。

- 資源生産性及びその向上対策
- 製品・商品以外の消耗品等として消費する資源(容器包装のための資材を除く) の量
- 自ら所有する資本財として設備投資等に投入する資源の量
- 請け負った土木・建築工事等に投入する資源の量

(3) 環境上の課題と指標の意義 原則として、現行ERガイドライン「解説」を踏襲。

自然界からの資源(天然資源)の採取量は年々増加しています。わが国の平成 15年度(2003 年度)の社会経済活動に伴う総物質投入量は 19.7億トンに及びます。 そのうち天然資源採取量は、17.6億トンです。また、再生利用されている資源は約2.2億トンで、総物質投入量の約1割程度です。

また、「循環型社会形成推進基本計画」においては、持続可能な生産・消費形態への転換を目指して、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、天然資源の投入から廃棄に至るまでの社会における物の流れを見渡し、その流れを適正なものに変えていくことで、経済的な豊かさを保ちつつも環境への負荷を低減する目標を設定しています。そして物質フロー目標として、資源生産性、循環利用率及び最終処分量の3つを掲げており、これらの目標は、各事業者の取組においても、最大限尊重されるべきものであると言えます。

なお、事業者として事業活動における環境配慮の取組についての方針を検討する

に当たっては、LCA 的アプローチが求められるようになってきています。アウトプットだけでなく、インプットの段階から内訳を含めて全体的に把握することが重要となります。

天然資源、循環資源の投入量の把握は、素材産業においては比較的把握が容易であると考えられますが、組立・加工業、流通業等の事業者においては、把握が困難な場合も想定されます。そこで、まず算定可能な資源について投入量を算定することが考えられます。また、部品や製品を投入している場合には、その内訳を把握することが現段階では難しい場合もあり、投入時の状態別に投入量の管理を進めることも可能です。 現行 EPI ガイドラインより 25 頁

【指標算定に当たっての留意点】 原則として、現行EPIガイドラインを踏襲する。26頁

- (i) 総物質投入量は、重量(単位はトン)で把握します。
- (ii) 総物質投入量の主な種類の内訳には、金属、プラスチック、ゴム等の資源の種類別の量及び割合を可能な限り記載します。主要な原材料等及び商品のみを記載する場合は、対象外とした原材料等又は製品・商品(容器包装を含む)の主な内容、対象とした主要な原材料等又は製品・商品の購入・仕入金額が総購入・仕入高に占める割合を記載します。 現行 ER32P より

<資源の種類別投入量の内訳>

資源の種類(トン又はその他の単位)

- ◆ 金属(鉄、アルミニウム、銅、鉛等)
- プラスチック
- ・ゴム
- ガラス
- 木材
- 紙
- 農産物 等

投入時の状態(トン又はその他の単位)

- 部品、半製品、製品、商品
- 原材料
- 補助材料
- 容器包装材
- (iii) 総物質投入量は、その内訳として天然資源の消費を抑制しつつ、循環資源を有効 に利用していくことが必要な指標であることから、資源の種類の内訳、資源投入 時の状態の内訳、天然資源、循環資源等の投入量等も把握することが望まれます。

< 資源の種類別投入量の内訳 >

その他の指標(トン又はその他の単位)

- 枯渇性天然資源(化石燃料、希少鉱物等)
- 循環資源(環境配慮分の内訳)
- 更新性天然資源(適切に管理された農林水産物等)
- 化学物質 (PRTR 対象物質等)
- グリーン調達

- (iv) 製品の製造において原材料等として投入される水や石油、石炭等は、総物質投入 量として把握します。
- (v) 総物質投入量は、投入資源の管理、排出物の発生抑制の観点から将来重要になる 指標と考えられます。事業の内容によっては集計が極めて困難ではありますが、 業態又は企業にとって適切な算定方法の開発に取り組むことが期待されます。
- (vi) 内訳については、重量(単位はトン)以外の単位で管理することが適切な場合には、その単位での把握で構いません。
- (vii) 部品・半製品・製品については、それを構成する資源の種類を把握することが望まれます。それが困難な場合には、総重量で集計する方法もあります。
- (viii) 施設や設備等の生産財、資本財としての性格を有する物質については、施設の立替や設備の入れ替えを行う年度に突出して投入量が増えるといった変動要因が多いことから、含めないで算出しても良いでしょう。含める場合には、変動の理由とそれによる変動分を明らかにすることが必要です。
- (ix) グリーン調達については、製品・サービス等の提供のために購入した材料のうち、環境配慮型であると事業者が判断したものの投入量を把握します。ただし、判断基準を明らかにすることが必要です。自家消費の分は、グリーン購入(環境マネジメント指標の環境配慮型製品・サービス等の購入量等)として別途把握することとします。(MP-6参照)
- (x) 総物質投入量を把握するのが困難な場合には、総製品生産量又は総製品販売量と 廃棄物等総発生量を足し合わせて算出する方法もあります。
- (xi) 総物質投入量には、購入・仕入以外の消耗品等として消費する資源(容器包装のための資材を除く)の量、資本財として設備投資等に投入される資源の量、事業者の内部で循環的な利用が行なわれている物質を含めません。ただし、総物質投入量とは別に記載することができます。 現行 ER32P より

OP-3:水資源投入量及びその低減対策 現行

水資源は人間を含めた生物の生存に不可欠な要素であり、社会経済システムの存立基盤でもあります。

このため、水資源投入量及び内訳と、その低減対策を環境報告書に記載<mark>します。</mark> 併せて、外部からの循環水等の環境配慮分も記載します。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

- ア.水資源投入量の低減対策に関する方針、目標、計画等
- 1.水資源投入量の低減対策に関する取組状況、実績等
- ウ.水資源投入量(m³)
- I. 水資源投入量の内訳 (m³)
 - 上水
 - ・工業用水
 - ・地下水
 - ・海水
 - ・河川水
 - ・雨水 等

(2) 記載することが期待される情報・指標

(1)のほか、例えば次のような情報や指標を記載することが期待されます。

- 事業エリア内での水の循環的利用量及びその増大対策
- (3) 環境上の課題と指標の意義 原則として、現行ERガイドライン「解説」を踏襲。

地球上に存在する水資源のうち淡水は約2.5%であり、飲料、生活用水、生産活動に利用可能な河川、湖沼、地下水等は約0.8%に過ぎません。水の循環利用と希少な水資源の利用の効率化を進めることが課題となっています。

このため、水資源投入量を把握・管理することとします。併せて、環境配慮分を含む水資源の内訳を把握することも重要です。

【指標算定に当たっての留意点】 原則として、現行EPIガイドラインを踏襲する。27頁

- (i) 製品の製造において原材料として投入される水は、総物質投入量として把握します。
- (ii) 水資源投入量には、事業所内で循環的に利用している量は含めません。別途<mark>「循環的利用</mark>を行っている物質量等(OP-4)」として把握することとします。ただし、 水資源の希少性から事業者内部での循環的利用量の把握は極めて重要です。
- (iii) 水資源投入量と併せて、水源ごとの投入量も把握することが望まれます。

OP-4:循環的利用を行っている物質量等(新規) 現行 の一部

事業エリア外からの総物質投入量とは別に、事業エリア内で事業者が自ら実施する循環的利用型の物質量等を環境報告書に記載します。また、わが国では水資源の枯渇の実感は乏しいものの、世界的には特定の途上国や砂漠地帯を中心に水資源の枯渇が危惧されています。そこで、事業所内で上水の循環的再利用の普及や中水や雨水の利用が強く求められています。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

- (1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。
 - ア.事業エリア内における物質(水資源を含む)等の循環的利用に関する方針、目標、計画等
 - イ.事業エリア内における物質(水資源を含む)等の循環的利用に関する取組状況、 実績等
 - り.事業エリア内における循環的利用型の物質量(トン)
 - I.事業エリア内における循環的利用型の物質量の内訳(トン)
 - 1.事業エリア内での水の循環的利用量(立方メートル)及びその増大対策
 - カ.水の循環的利用量(立方メートル)の内訳
 - ・水のリサイクル量(原則として、冷却水は含まない)
 - ・中水の利用量
- (2) 環境上の課題と指標の意義 原則として、現行ERガイドライン「解説」を踏襲。

循環資源の投入量を増大させ、循環資源利用率を高めていくことは、循環型社会形成推進基本計画の中でも強調されているように、天然資源の消費を抑制し、持続可能な循環型社会の構築を図っていく上で、極めて重要です。

また、水資源についても、希少な水資源の利用の効率化を進めることが課題となっています。そこで効率の良い水資源の利用が求められますが、事業所外からの投入水資源量を削減するだけでなく、事業所内での水資源の循環利用率を高めていくことは、持続可能な循環型社会の構築を図っていく上でも極めて重要です。とりわけ、最近では一度使用した上水を事業所内で処理して循環利用する中水の利用が普及しつつあります。

【指標算定に当たっての留意点】 原則として、現行EPIガイドラインを踏襲する。26頁

(i) 循環的利用を行っている物質の種類別内訳は、OP-2 の【指標算定に当たっての留意点】を参照してください。ただし、製紙業等における黒液等は含みます。

<mark>OP-5:</mark>総製品生産量又は総商品販売量 *現行*

総製品生産量又は総商品販売量は、マテリアルバランスの観点から、アウトプットを構成する指標として重要です。この指標は、総エネルギー投入量、水資源投入量、温室効果ガス排出量、化学物質排出量、廃棄物等排出量、総排水量の環境への負荷を評価する際にも必要な指標です。

このため、総製品生産量又は総商品販売量、環境ラベル認定等製品の生産量又は販売量、及び容器包装使用量を環境報告書に記載します。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

ア.総製品生産量又は総商品販売量

(2) 記載することが期待される情報・指標

(1)のほか、例えば次のような情報や指標を記載することが期待されます。

- 容器包装使用量
- 主要な製品及び商品並びに容器包装の回収量
- 環境ラベル認定等製品*の生産量又は販売量

(3) 環境上の課題と指標の意義 原則として、現行ERガイドライン「解説」を踏襲。

総製品生産量又は総商品販売量とともに、総製品生産量又は総商品販売量に環境 負荷低減に資する製品が含まれているかを把握するための指標が、環境ラベル認定 等製品の生産量又は販売量です。社会全体での環境負荷の低減や循環型社会の形成 の観点から、使用の段階でエネルギー消費量や廃棄物の発生量が少なく、使用後に 循環利用が可能な製品の生産量又は販売量の増大が期待されています。

さらに、一般廃棄物の中で、缶、ガラスびん、プラスチック容器等の容器包装廃棄物の占める割合は、容積比で約6割、重量比で約2割と大きくなっています。最終処分場の残余容量が逼迫しているため、一般廃棄物の排出抑制及び減量化の対策として、容器包装廃棄物のリサイクルシステムの確立と効率的な運用が課題となっています。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」では、容器包装廃棄物の排出を抑制するために、事業者に容器包装の使用の合理化及び容器包装廃棄物の再商品化を求めています。

総製品生産量又は総商品販売量は、製品及び商品の販売量の合計をトン(t)単位で記載します。ただし、主要な製品及び商品の販売量のみを記載することができます。

OP-6:温室効果ガスの排出量及びその低減対策 現行

地球温暖化が進行すると、海面上昇による水害、農産物生産量の減少、伝染病の 伝染範囲の拡大、生息環境の変化による一部野生生物の絶滅等、深刻な影響が生じ るおそれがあります。それゆえ、大気中の温室効果ガスの安定(地球温暖化防止)を 目的とした京都議定書の目標を達成するために、事業者として温室効果ガスの排出削 減活動を主体的に行う必要があります。

このため、温室効果ガス排出量(トン- CO_2 換算) <mark>すなわち</mark>京都議定書対象 6 物質のそれぞれの排出量及び排出活動の内訳と、その低減<mark>の基本方針と</mark>対策を環境報告書に記載します。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

- ア.温室効果ガス等排出量の低減対策に関する方針、目標、計画等
- イ.温室効果ガス等排出量の低減対策に関する取組状況、実績等
- り. 温室効果ガス (京都議定書6物質) の総排出量(トン-CO₂換算)
- I.温室効果ガス<mark>(京都議定書6物質)</mark>の種類別排出量の内訳(トン-CO,<mark>換算</mark>)

(2) 記載することが期待される情報・指標

(1)のほか、例えば次のような情報や指標を記載することが期待されます。

- 温室効果ガス(京都議定書6物質)の排出活動源別排出量の内訳(トン-CO2) (事業所別、事業者別)
- 京都メカニズムを活用している場合には、その内容、削減量(クレジット量)
- ◆ 京都メカニズム以外のクレジットを使用している場合には、その内容と削減量 (クレジット量)
- 温室効果ガス排出量の算定に関わる事業活動の範囲
- 温室効果ガス排出量の報告義務について該当する法令・条例等
- 温室効果ガス排出量の算定を担保する仕組み(第三者検証、IS014064、共同利用型レジストリ等)を利用した場合には、その内容と削減量(クレジット量)

(3) 環境上の課題と指標の意義 原則として、現行ERガイドライン「解説」を踏襲。

地球温暖化は、二酸化炭素やメタン等の温室効果を有するガスが人間活動の拡大に伴って大気中に大量に排出され、その大気中濃度の上昇に伴い地球全体としての平均気温が上昇する現象です。

この大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として「気候変動枠組条約」が1992年署名開始、1994年発効(日本は1992年署名)しています。この気候変動枠組み条約の目的を達成するために、1997年に京都でCOP3(第3回気候変動枠組条約締約国会議)が開催され、そこで採択された取り決めが「京都議定書」(日本は2002年6月4日締結)です。これは、先進国等に対し、温室効果ガスを第1約束期間(2008年~2012年)に1990年を基準年として一定数値(日本は6%)削減することを義務づけています。ロシアの締結により発効要件が満たされ、平成17年2月16日に発効し、わが

国も京都議定書の目標を達成することが義務づけられました。また、この削減目標を 達成するために京都メカニズム等が導入されています。

特に二酸化炭素は、我が国の温室効果ガス排出量全体の約9割という最も大きな割合で地球温暖化に寄与しており、石炭・石油等の化石燃料の燃焼により大量に排出されています。

温室効果ガス排出量は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の合計、主な内訳を二酸化炭素量に換算しトン(以下「トン-CO₂換算」という。)単位で記載します。 ただし、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量が僅少である場合には、二酸化炭素排出量のみを記載することができます。

温室効果ガス排出量の主な内訳には、温室効果ガスの種類別の内訳及び集計対象とした排出活動の内訳を可能な限り記載します。

【指標算定に当たっての留意点】 原則として、現行EPIガイドラインを踏襲する。

- (i) 改正された地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に基づき、平成18年4月1日から、温室効果ガスを多量に排出する者(特定排出者)に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告し公表することが義務付けられました。報告の対象となる温室効果ガスは、エネルギー起源二酸化炭素及び非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の3ガスです。
- (ii) 温室効果ガス排出量の算定方法の詳細については、環境省の「温室効果ガス排出量 算定・報告マニュアル」(2005年11月公表)を参照してください。
- (iii) 温室効果ガスの排出削減のための個別対策の導入による削減効果を評価する方法については、様々な考え方がありますが、個々の対策の実態に即した合理的な方法により評価する必要があります。削減量については算定に用いた算定式と排出係数を合わせて記載し、算定の根拠を明らかにすることが必要です。
- (iv) エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法) による報告義務がある特定排出者が、エネルギー起源CO2 の排出量を報告している場合は、温対法に基づく報告とみなされます。ただし、その場合でも、エネルギー起源CO2 以外のガスについて報告の対象となっている場合には、温対法に基づく報告・公表が必要です。
- (v) 海外における排出分は、当該国において排出係数が定められている場合には、それに基づき算定します。
- (vi) HFC については、PRTR対象物質としても把握します。
- (vii)京都メカニズムを活用した二酸化炭素排出削減量については、事業者の直接の排出抑制ではないことから、別途把握することとします。
- (viii) 温室効果ガスの排出活動源別の排出量の内訳についても、以下のような項目を記載することが期待されます。
 - 事業エリア内でのエネルギー消費
 - ・輸送に伴う燃料使用
 - · 廃棄物処理
 - ・ 工業プロセス
 - ・ その他

OP-7: 大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策 現行 の一部

排出規制項目の遵守状況を始めとして、大気汚染物質の排出の状況及びその防止の取組について、環境報告書に記載します。さらに、騒音、振動、悪臭の発生の状況並びにその低減対策についても記載します。また、ヒートアイランド現象の緩和など都市の熱環境改善の取組についても記載します。

(1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

- ア. 硫黄酸化物(SOx)や窒素酸化物(NOx)、揮発性有機化合物(VOC)排出量の低減対策に関する方針、目標、計画等
- イ.硫黄酸化物(SOx)や窒素酸化物(NOx)、揮発性有機化合物(VOC)排出量の低減対策に関する取組状況、実績等
- ウ.大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物(SOx)排出量(トン)、窒素酸化物(NOx) 排出量(トン)、揮発性有機化合物(VOC)排出量(トン)
- 1. 騒音規制法に基づく騒音等の状況(デシベル)及びその低減対策
- カ.振動規制法に基づく振動等の状況(デシベル)及びその低減対策
- キ.悪臭防止法に基づく悪臭等の状況(特定悪臭物質濃度または臭気指数)及びその低減対策

(2) 記載することが期待される情報・指標

- (1)のほか、例えば次のような情報や指標を記載することが期待されます。
- ア.屋上、壁面及び敷地内の緑化や高反射性塗装、保水性舗装など、都市表面被覆の改善につながる建物、構造物への環境対策の状況
- <mark>イ. 地中熱や河川水等を活用した空調排熱など、大気中への人工排熱の排出削減につなが</mark> る建物等への環境対策の状況

(3) 環境上の課題と指標の意義 原則として、現行ERガイドライン「解説」を踏襲。

一酸化窒素や二酸化窒素等の窒素酸化物(NOx)は、主に物の燃焼に伴って発生し、 その主な発生源は工場等の固定発生源と自動車等の移動発生源があります。NOx 及び 揮発性有機化合物(VOC)は光化学オキシダント、浮遊粒子状物質(SPM) 酸性雨の原 因物質となります。

騒音・振動は、その発生源の周辺地域に限定的に存在する物理現象ですが、人の活動する範囲で広く存在するため、工場・事業場、建設作業や自動車、航空機、鉄道等の交通による騒音・振動が及ぼす影響から生活環境を保全することは大きな課題となっています。

騒音の苦情件数はここ数年増加していますが、発生源別にみると、工場・事業場に係る苦情の割合が3割以上、建設作業に係る苦情の割合が3割弱を占めています。近年では、低周波音も大きな問題となっています。また、振動の苦情件数を発生源別にみると、建設作業振動に対する件数が最も多く、工場・事業場振動に係る件数がそれに次いでおり、苦情原因として依然大きな割合を占めています。

悪臭の苦情件数は昭和 47 年をピークに減少傾向にありましたが、ここ数年は増加傾

向にあります。発生源別にみると、畜産農業や製造工場等、かつて問題となっていた業種に係る苦情は横ばいで推移していますが、近年、サービス業等に係る苦情が増加する傾向にあります。

【指標算定に当たっての留意点】 原則として、現行EPIガイドラインを踏襲する。

(i) 騒音、振動、悪臭については都道府県知事により指定された地域の場合に該当します。

OP-8: 化学物質の排出量、移動量及びその低減対策 現行

わが国では現在、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化学物質審査規制法)」、「大気汚染防止法」、「PCB廃棄物適正処理特別法」、「ダイオキシン類対策特別措置法(ダイオキシン法)」等により、それぞれの法律で指定された化学物質の製造、輸入、使用、処分方法、排出量等が規制されています。また、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法、いわゆるPRTR法)」では、前記の規制対象物質を含む幅広い化学物質について、環境への排出量及び廃棄物としての移動量等の把握・届出(PRTR制度)、化学物質等安全データシート(MSDS)の提供<mark>が義務付けられ</mark>、化学物質の管理とリスクコミュニケーションの推進が<mark>責務とさ</mark>れています。

これらの法律の適用を受ける化学物質は勿論のこと、事業者が自主的に管理の対象としている化学物質について、<mark>化学物質ごとに</mark>それぞれの排出量<mark>、</mark>移動量と、その管理状況を環境報告書に記載します。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

- ア.化学物質の管理方針及び管理状況
- イ.化学物質の排出量、移動量の低減対策に関する方針、目標、計画等
- り,化学物質の排出量、移動量の低減対策に関する取組状況、実績等
- I.より安全な化学物質への代替措置の取組状況、実績等
- オ.PRTR法の対象物質の<mark>排出量、移動量</mark>(トン)
- カ.大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質のうち指定物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)の排出濃度
- キ. 土壌汚染対策法に基づく土壌・地下水・底質汚染状況(ストック汚染)
- り.ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類による汚染状況
- ケ.化学物質審査規制法に基づく新導入時に審査登録義務のある化学物質の取り 扱い状況

(2) 記載することが期待される情報・指標

- (1)のほか、例えば次のような情報や指標を記載することが期待されます。
- 化学物質の製造・輸入量、取扱量、保管量(トン)、用途等
- 化学物質に関するリスクコミュニケーションの状況(説明会の開催回数等)
- 「Japanチャレンジプログラム」*の対象物質の取扱状況及び安全性情報収集状況(スポンサー登録並びに安全性情報収集計画書及び報告書提出を行った物質数)
- 取り扱っている化学物質の安全性情報の収集、リスク評価の実施(物質名、物質数等)
- ・川上(化学物質製造事業者等)から川下(成形品製造事業者等)への化学物質 有害性情報に係る伝達の方針及び取組状況

・川下から川上への化学物質の用途情報に係る伝達の方針及び取組状況

「Japanチャレンジプログラム」* *用語の解説*

*産業界と国が連携して、既存化学物質の安全性情報の収集を加速化し、化学物質の安全性について 広く国民に情報発信することを目的に、平成17年6月より開始したプログラム

(3) 環境上の課題と指標の意義 原則として、現行ERガイドライン「解説」を踏襲。

現代社会では、多種多様な化学物質が大量に製造され様々な場面で幅広く利用されています。また、ダイオキシン類等のように、非意図的に生成される化学物質もあります。化学物質の中には、その製造、流通、使用、廃棄の各段階で適切な管理が行われない場合に環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれがあるものがあります。

事業活動に対する信頼性を高めるとともに、化学物質管理に対する姿勢・努力に対する社会的評価が可能となるよう、事業者は、説明会の開催等を通じてリスクコミュニケーションを行うことが重要であり、個々のPRTR対象物質について排出量及び移動量を公表し、その中で重点的に取り組んでいる対策についても説明することが望まれます。

【指標算定に当たっての留意点】 原則として、現行EPIガイドラインを踏襲する。23頁

- (i) PRTR 対象物質の排出量及び移動量の把握方法には次の5つの方法があります。
 - a.物質収支を用いる方法
 - b. 排出係数を用いる方法
 - c. 実測値を用いる方法
 - d.物性値を用いる方法
 - e. その他の方法
- (ii) PRTR 対象物質の算定方法の詳細については、環境省の「PRTR 排出量等算出マニュアル」(2004年1月最終改訂)を参照してください。
- (iii) PRTR 対象物質のうちフロン類については、排出量(漏洩量)、回収量(回収業者に引き渡した量)、破壊量(回収量の内数であり、破壊業者に引き渡された量)についても、把握します。なお、排出量については PRTR 対象物質 (CFC、HCFC)としてだけではなく温室効果ガス (HFC)としても把握します。
- (iv) その他の化学物質の排出量及び法律に規定された物質ごとの排出量を把握することが求められます。

OP-9:廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量およびその低減対策 現行

わが国の廃棄物量は、1960年代以降増加を続け、1990年代に入り高水準のまま ほぼ横ばいで推移しています。近年最終処分場の残余容量が逼迫する一方、処分 にかかる費用の高騰、不法投棄といった問題が引き起こされています。そこで、 廃棄物等の発生の抑制、循環利用、適正処分が急務となっています。

このため、廃棄物等排出量及び廃棄物の処理方法の内訳、さらには廃棄物の処理方法の中でも、最終処分場の不足及び不法投棄の問題を鑑み廃棄物最終処分量及びその低減対策を環境報告書に記載します。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

7. 廃棄物等の発生抑制、削減、リサイクル対策に関する方針、目標、計画 イ. 廃棄物等の発生抑制、削減、リサイクル対策に関する取組状況、実績等

- ウ.廃棄物の総排出量(トン)
- I.廃棄物最終処分量(トン)

(2) 記載することが期待される情報・指標

(1)のほか、例えば次のような情報や指標を記載することが期待されます。

- 拡大生産者責任に対する対応
- 廃棄物等の処理方法の内訳
- 廃棄物等総排出量の主な内訳(有価物を含む)
- 事業者内部で再使用された循環資源の量
- 事業者内部で再生利用された循環資源の量
- 事業者内部で熱回収された循環資源の量

(3) 環境上の課題と指標の意義 原則として、現行ERガイドライン「解説」を踏襲。

新しい環境基本計画及び循環型社会形成推進基本法にも示されている通り、廃棄物・リサイクル対策は、第一に廃棄物等の発生抑制(リデュース)、第二に使用済製品、部品の再使用(リユース)、第三に回収されたものを原材料として利用する再生利用(マテリアルリサイクル)、第四に熱回収(サーマルリサイクル)を行い、それでもやむを得ず廃棄物となるものについては、適正な処分を行うという優先順位を念頭に置くこととされています(ただし、廃棄物以外の環境負荷とトレードオフとなる可能性があることから、この順によらない場合もあります。)。

【指標算定に当たっての留意点】

- (i) 廃棄物等総排出量は、事業活動に伴い発生した廃棄物等の排出量の合計、主な 内訳をトン(t)単位で記載します。
- (ii) 廃棄物等総排出量の主な内訳には、一般廃棄物(そのうちの特別管理一般廃棄物)、産業廃棄物(そのうちの特別管理産業廃棄物)の別を記載します。な

お、特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物については、利害関係者の判断に影響を与える可能性がある場合には、その内容、事業活動との関連による主な発生要因、処分状況を記載します。

(iii) また、最終処分量は事業者の本来の目的のものとしますが、リサイクル目的の排出量はこれに含まないこととします。

OP-10:総排水量及びその低減対策 現行21

事業所からの排水や一般家庭からの生活排水による水質汚染は、人の健康への被害となり、また魚介類等生態系、水道水質等の生活環境へ影響を及ぼしてきました。公共用水域への有機汚濁物質等による汚染に関しては、環境基準が未達成の水域が存在します。

このため総排水量、排出先ごとの排水量と水質(生物化学的酸素要求量(BOD) 又は化学的酸素要求量(COD))及びその低減対策を環境報告書に記載します。

原則として、この囲みは現行ERガイドラインを踏襲する(新規を除く)。

(1) 記載する情報・指標 原則として、現行ERガイドラインを踏襲。

- ア. 総排水量の低減対策に関する方針、目標、計画等
- イ.総排水量の低減対策に関する取組状況、実績等
- ウ.総排水量(m³)
- I.排出先別の排水量の内訳(m³)
 - ・河川
 - ・湖沼
 - ・海域
 - ・下水道等
- 1.水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水規制項目(健康項目、生活環境項目、ダイオキシン類)、の排出濃度(平均値、最大値)、 並びに水質汚濁防止法等の総量規制対象項目で示した汚濁負荷量、並びにその 低減対策

(2) 環境上の課題と指標の意義 原則として、現行ERガイドライン「解説」を踏襲。

水は、雨となって地上に降り、森林や土壌を経て、地下水として保水され又は河川を通って海に注ぎ、蒸発して再び雨になるという循環過程の中にあります。また、その過程で多くの汚染物質が浄化されます。水循環の確保及び水質の維持のために、水利用に伴う環境への負荷が自然循環の浄化能力を超えることがないよう管理することが必要です。

【指標算定に当たっての留意点】

- (i) 総排水量は、事業活動に伴い発生した排水量の合計、主な内訳をm³単位で記載 します。総排水量の主な内訳には、河川、湖沼、海域、下水道等の排出先別を 記載します。
- (ii) 排出規制項目の排出濃度のうち、健康項目及び生活環境項目についてはリットル当たりミリグラム(mg/l)単位で、ダイオキシン類についてはリットル当たりピコグラム(pg-TEQ/l)単位で記載します。
- (iii)総量規制対象地域から排出される排出水の汚濁負荷量については、トン(t) 単位で記載します。

4.「環境配慮と経営との関連状況」を表わす情報・指標

(環境効率指標:EEI)

(1)記載する情報・指標

ア.事業によって創出される付加価値等の経済的な価値と事業に伴う環境負荷の関係

(2)記載することが期待される情報・指標

- (1)のほか、例えば次のような情報や指標を記載することが期待されます。
 - 環境効率の改善状況

(3) 環境上の課題と指標の意義

事業に当たっては、できるだけ少ない環境への負荷で事業活動を行うことが期待される。そのような全体的な状況を示すものとして、事業全体の環境効率を示す環境効率指標があります。本来は、事業に関わるすべての環境負荷と事業に関わるすべての付加価値との関係を示すことが望まれますが、現在、まだ統一された算定方法はありません。そこで、例えば、事業活動に伴う何らかの環境負荷一単位当たりの総付加価値(例えば売上総利益)等、把握可能な情報に基づいて算出することが考えられます。

ただし、本来は購入や調達を含むサプライチェーンや使用・廃棄の段階も含めた環境効率性を高めることが目標となるべきであり、それらに関する環境負荷の把握が可能である場合は、できるだけ範囲を広げて環境効率性を示すことが期待されます。

また、環境負荷の内容についても、できるだけ幅広いもので示していくことも望まれます。環境効率を示す指標の分子・分母には様々な要素と組み合せがあり、業種や事業特性に応じた要素を適切に選定することが必要です。また、いくつかの指標を組み合わせて用いることによって、より幅広い情報を提供することも考えられます。なお、環境効率の定義や測定の形態は業種により異なることがあり、事業内容の異なる事業者間について比較する場合には注意が必要です。

さらに、環境効率や全体的な環境負荷総量(異なる種類の環境負荷の量を何らかの 係数により統合した単一の指標で表わすもの)に関する改善状況について、中長期の 目標と関連させる等しつつ示すことも期待されます。

(4) 代表的な環境効率指標の事例

環境効率指標に採用する分子・分母には様々な組み合わせが可能ですが、代表的な環境効率指標には以下のようなものが考えられます。

CO2排出量(トン)

(この逆数も考えられます)

付加価値額(売上総利益等)(円)

総物質投入量あるいは廃棄物最終処分量(トン)

(この逆数も考えられます)

付加価値額(売上総利益等)(円)

(注)第三次環境基本計画で示されているように、上記の計算式の分子·分母を逆数にする 方法もある。

【指標算出に当たっての留意点】

- (i) 環境効率指標の計算に当たっては、分子(経済価値)と分母(環境負荷)の数値のバウンダリー(集計範囲)を一致させることが必要です。
- (ii) 分母(環境負荷)に採用する数値(CO₂ 排出量や廃棄物最終処分量等)は、 相対値ではなく総量で表示することが必要です。
- (iii) 分母として個別の環境負荷(CO₂ 排出量や廃棄物最終処分量等)ごとに環境 効率指標を計算するだけでなく、複数の種類の異なる環境負荷を何らかの係数に より統合された単一の環境負荷として環境効率指標を計算することも可能です。 ただし、その場合には、その考え方、計算式等を明記することが必要です。
- (iv) 環境効率指標は事業者の環境経営の取組や努力を如実に反映するものですが、 それはあくまでも相対値であるため、読み手に誤解を与えないように、総量も併 記する必要があります。
- (v) 環境効率指標の開示は経年変化が明確に分かるように記載する必要があります。 それは事業者の取組の成果や課題を分析することにも役に立つものです。

5.「社会的取組の状況」を表す情報・指標(案)

持続可能性に係る社会的側面は、労働安全衛生、人権、雇用、地域の文化、広範な消費者保護、製品安全、政治、倫理、個人情報保護等様々なものが考えられます。このような社会的側面に関する情報開示や報告については、各種の取組の試行が行われている発展途上の段階にあります。

本ガイドラインにおいては、既発行の環境報告書、持続可能性報告書及び社会・環境(CSR)報告書の代表的情報、法律等において開示が求められている情報、環境関連以外の法規制遵守の情報が記載された環境報告書ガイドライン2003年版を見直すとともに、今後重要となると考えられる情報等を取り上げました。これらの情報を環境報告書に記載することが望まれます。

(1)記載することが望ましい情報・指標

「社会的取組の状況」として、社会的取組への方針を打ち出すことが期待されます。また、例えば、次のような情報や指標について、ステークホルダーとの協議を行う等、選定手順を工夫しつつ、適切な情報や指標を選択して記載することが期待されます。

労働安全衛生に関する情報・指標

- ・労働安全衛生に関する方針、計画、取組
- ・労働災害発生頻度、労働災害件数(事故件数、労働安全衛生法による報告)
- ・従業員の健康管理に関する方針、取組(危険性・有害性等の調査等に関する指針への対応、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき処置に関する指針への対応、安全衛生教育の実施状況)
- ・度数率、強度率
- ・健康/安全に係る支出額、一人あたり支出額

雇用に関する情報・指標

- ・雇用に関する方針、計画、取組
- ・労働力の内訳(正社員、派遣・短期契約社員、パートタイマー等の割合、高齢者雇用の状況、前年1年間の離職数(年齢別、性別、地域別)、労働者に対する離職者の割合(年齢別、性別、地域別)、正規雇用比率と地域の総労働者に占める正規雇用比率の比較)
- ・賃金等の状況(正規雇用従業員の平均賃金と非正規雇用従業員の平均賃金の比率、正規雇用従業員と非正規雇用従業員との健康保険、産休・育児休職、定年退職金の比較)
- ・人事評価制度の状況
- 教育研修制度の状況
- ・男女雇用機会均等法に係る情報(役員、管理職、正社員全体の男女別割合、女性労働者の能力発揮促進のための企業の自主的取組に関するガイドラインへの対応)
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律による身体障害者又は知的障害者の雇用<mark>方</mark>

針及び取組状況、障害者雇用比率

- ・外国人の雇用方針及び雇用状況
- ・福利厚生の状況(産休・育児休暇の取得状況、子育て支援の取組、従業員の勤務時間外教育及びNPO活動等の支援、有給及び法定外休暇の取得状況、次世代 育成支援法への対応)
- ・労使関係の状況(労働組合の組織率、団体交渉の状況、解雇及び人員整理に対する基本的方針と履行状況、労働紛争・訴訟等の状況、労働基準監督局からの 指導、勧告等の状況)
- ・職場環境改善の取組状況(セクシャルハラスメント、その他のいじめ防止の取組状況及びこれらに関するクレームの状況、快適職場指針への対応、職場におけるエイズ問題に関するガイドラインへの対応、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針への対応)

人権に関する情報・指標

- ・人権に関する方針、計画、取組
- ・児童労働、強制・義務労働防止の取組状況(サプライチェーンを含むこれらに 関する撤廃プログラムの状況等)

地域社会に対する貢献に関する情報・指標

- ・地域文化やコミュニティの尊重、保護等に係る方針、計画、取組<mark>及び経済的効</mark> 果
- ・発展途上国等における取組

企業倫理及び公正取引に関する情報・指標

- ・企業倫理に係る方針、計画、取組(海外における事業活動に関するものも含む)
- ・環境関連分野以外の寄付、献金の寄付、献金先及び金額
- ・環境関連以外の法律等の違反、行政機関からの指導・勧告・命令・処分等の内容及び件数(独占禁止法、景品表示法、下請法、労働基準法、派遣法、公正競争規約、消費生活用製品安全法、特定商取引法、PL法等を含む)
- ・環境関連以外の訴訟を行っている又は受けている場合は、その全ての内容及び 対応状況
- ・行動規範策定の状況
- ・独占禁止法遵守等の公正取引の取組状況(独占禁止法遵守プログラム、景品表示法遵守の取組状況、下請代金支払い遅延等防止対策の状況、流通取引慣行ガイドライン遵守プログラムの状況等)
- ・適正な納税負担の状況
- ・フェアトレード・CSR調達の状況

個人情報保護等に関する情報・指標

・個人情報保護及び公益通報者保護に係る方針、計画、取組

広範な消費者保護及び製品安全に関する情報・指標

- ・消費者保護、製品安全及び品質に係る方針、計画、取組
- ・PL法対策、特に製品設計、製造及び表示における安全対策
- ・販売後の点検、修理等のアフターサービスプログラム
- ・消費者クレーム窓口の設置及びその処理状況<mark>(消費者基本法による製品等の苦情処理窓口の設置及びその処理の状況、消費生活用製品安全法による製品に関する被害発生の報告の状況)</mark>
- ・景品法による製品等の品質表示・説明に関する根拠資料の開示の状況
- ・製品等のリコール及び回収等の状況
- ·消費者契約法、消費者基本法、金融商品取引法、特定商取引法遵守に関する販売ならびに消費者契約の契約条項等の適正化プログラム及びその遵守状況

その他の社会的項目に関する情報・指標

- ・動物実験を実施する際の方針、計画、取組
- ・ 武器<mark>及び軍事転用可能な製品・商品の取扱・開発・製造・販売に関する方針、</mark> 計画、取組
- ・環境以外の社会貢献に係る方針、計画、取組
- ・受賞歴

(2)課題と情報・指標の意義

社会的側面に関する情報として、どのような情報を記載することが望ましいかについては、様々な意見があります。

例えば、OECD(経済協力開発機構)の「多国籍企業ガイドライン」(最新版は2000年6月改訂)は、多国籍企業による貿易・投資の自由化、経済のグローバル化に対する市民社会からの懸念に応えるための行動規範として策定されたが、その内容は序文に加えて10章(定義と原則、一般方針、情報開示、雇用および労使関係、環境問題、贈賄の防止、消費者利益、科学および技術、公正な競争、課税)からなる。

また、GRIの「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン<mark>2006(G3)</mark>」では、社会的パフォーマンス指標の項目として、労働慣行とディーセント・ワーク (公正な労働条件)、人権、社会、製品責任の4種類をあげています。

社会的側面は、地域、国、地球等の持続可能性、各レベルのステークホルダーへの影響、事業者に求められる社会的責任を考慮して検討されるべきものであり、事業者の業種・業態、規模、活動地する貢献、企業倫理及び公正取引、個人情報保護、広範な消費者保護及び製品安全、その他の社会的項目の8種類に分類しましたが、これらは現在、社会的な関心が高いと思われるもの、法律等による規制等があるものです。

社会的側面の情報は、それぞれの業種や規模等により異なると考えられますが、 本ガイドラインを参考に、それぞれの状況に応じた項目を具体的に記載することが 望まれます。

コミットメントとは経営責任者が組織や社会全体に対して公式に約束をすることです。達 成できなかった場合には、一定の責任を取る覚悟が必要であるほど重いものです。